

平成26年小布施町議会3月会議会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成26年3月6日(木) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1 番	原 勝 巳 君	2 番	小 林 一 広 君
3 番	渡 辺 高 君	4 番	小 西 和 実 君
5 番	小 林 茂 君	6 番	富 岡 信 男 君
7 番	山 岸 裕 始 君	8 番	川 上 健 一 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 渕 晃 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	関 悦 子 君	14 番	小 林 正 子 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久保田 隆 生 君
健康福祉部門 総括参事	竹 内 節 夫 君	健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君
地域創生部門 総括参事	八 代 良 一 君	地域創生部門 グループリーダー	畔 上 敏 春 君
行政経営部門 総括参事	田 中 助 一 君	行政経営部門 グループリーダー	西 原 周 二 君
教育委員長	中 島 聰 君	教 育 長	竹 内 隆 君
教 育 部 門 総括参事	池 田 清 人 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

〔7 番 山岸裕始君出席〕

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第 1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関谷明生君） 最初に、5 番、小林 茂議員。

〔5 番 小林 茂君登壇〕

○5 番（小林 茂君） おはようございます。

通告に基づいて質問をさせていただきます。

ウォーキング等による健康増進・疾病予防の現状と展望についてということで質問をいたします。

健康増進とか健康管理は、自己責任とはいえ、面倒できついことはできるだけ避けたいというのが人情だろうと思います。そういった意味では、思っているけれどもなかなかできないというのが人の常であります、時代とともに生活スタイルも大きく変わってしまったことも、運動不足の、あるいは体を使わなくなった背景にはあると思います。

例えば、昭和30年代後半から右肩上がりの経済成長期は、どんな事業所だろうと事務所だろうと、昼休みはキャッチボールやバドミントンをする人たちであふれていました。町役場も多分そうだっただろうと思います。若者の姿が多かったこともありますが、昨今は昼休みはせいぜい歯を磨く人が見当たるくらいで、体を動かしている姿は見当たりません。これは、当たり前風景ではなくて異様な風景だと思うんですが、誰も疑問すら持たない社会というのが今の社会だろうというふうに思います。

同じようなことは、便利で効率よく移動できるマイカーから抜け出すことももっと難しくなっています。例えば、自治会などの会議通知もマイカーで配付しているという姿は当たり前のように今見受けられますけれども、限られた時間をいかに有効に使うかを考えれば当たり前のこととも言えますが、このような社会だからこそ運動不足や健康管理に対して気づきやひらめきを与え続ける仕掛けなり、あるいは仕組みが必要というふうに思います。自治体もその一翼を担うべきだというふうに考えます。

さて、健康長寿社会を目指してウォーキング等による健康増進・疾病予防の取り組みが全国的に取り組まれています。その背景には、超高齢、人口減少社会、少子・高齢化の中で持続可能な社会保障制度を維持するために避けて通れない課題であるからであります。手法として、健康に無関心な層を含む地域全体へ働きかけ、これから歩きたい人の背中を押すというような方法と、運動習慣を身についた住民をふやすことを目的として、歩くことで自然と健康になれるまちづくりを目指す方法など、手法の違いはあるものの、例えばソフト面で言えば健康基本条例だとか歩こう条例など、ハード面で言えば交流の場であるとか、ベンチなどを置いて歩きたくなる仕掛けなど、またICTあるいはデジタル機器等を使って見える化をするというような健康情報を収集して、科学的根拠に基づいた健康づくりの個別支援など、こういった3点セットで取り組むというのがどこでも行われているように見受けられます。

小布施町における取り組みも、総合計画の基本計画から見ると、分野別計画の中の健康で

は、ウォーキングによる健康づくりを重点施策と据え、方針として子供からお年寄りまで世代を問わず、多くの人が気軽に取り組めるパワーウォーキングによる健康を全国に発信しよう。2つ目は、健康づくりの滞在拠点へ、広域的な観光連携を組んで交流産業の振興というものを掲げています。そして、これの目的達成のための事業としてパワーウォーキングの普及あるいは町内医療機関との連携した運動・栄養・休養が一体となった健康プログラムの提供、仕組みづくり、そして、サンサンサン食運動などというふうに掲げて取り組みを行ってきていますが、要約をすれば全国へ発信、あるいは交流産業への振興に力点が置かれているというふうに読み取れます。

一方、分野別計画、学びの中では、生涯学習、生涯スポーツの推進を掲げて、健康保持・推進を図る生涯スポーツから本格的な競技スポーツまで、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動に町民誰もが親しむことができる環境づくりというのを進めていくということにしています。

さらに、小布施総合公園に今生涯スポーツを推進し、住民の交流するためスポーツコミュニティセンターの設置も決定をしました。加えて、地域住民の皆さん主役の小布施町総合型地域スポーツクラブも設立されました。ことは、そういった意味では画期的な意識改革にはもってこいの年ではないだろうかというふうに思います。そういった意味で、このチャンスを逃がすことはないんじゃないかなというふうに思うわけであります。健康づくり、健康増進・疾病予防の面から捉えるならば、ウォーキングによる健康づくりも生涯スポーツ推進も、総合型地域スポーツクラブの発足も、スポーツコミュニティセンターの設置も、同一線上にある取り組みだというふうに考えます。

そういった意味で、第五次小布施町総合計画も3年の計画期間が経過しました。実効性、実現性の観点から見直しが必要だと考えますが、下記について、そういった意味で質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、ウォーキングによる健康づくりをまちづくりのメインテーマの一つに据えるべきだというふうに思います。先ほど言いましたように、ことはそういった意味ではいいチャンスではないかなと思います。元気なまち宣言とか、あるいは歩こう条例をつくると、あるいは歩く町並み特区をつくるとか、思い切ったアピールと弾みをつける時期にあると思いますが、お考えをお聞きたいします。

それから2つ目は、ウォーキングによる健康づくりを重点施策に据え、方針として子供からお年寄りまで世代を問わず多くの人が気軽に取り組めるパワーウォーキングによる健康を

全国に発信すること、そして、健康づくりの滞在拠点へ広域的な観光連盟を組んでいる、交流産業の振興ということで考えるならば、1部門で取り組むようなことではなくて、全庁にわたってこのための目的を達成することが必要だろうと思います。そのためには、関連事業全てに対して横断的で組織で取り組むべきだろうというふうに思います。そのためには組織変更もあるでしょうし、プロジェクトチームの編成等も考えられますが、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

3つ目でありますが、目的達成の事業はいろいろ考えられますけれども、ウォーキング人口をふやすことに的を絞った取り組みをするのか、あるいは運動習慣の身についた住民をふやすことが主眼で、ウォーキングもその一部であるというふうにするかによって事業内容に大きな違いが出るだろうというふうに思います。今後はどのような方向にかじを切るつもりでしょうか、お尋ねいたします。

4つ目でありますが、ソフト面、ハード面、見える化のための具体的な方策あるいは到達年度についてお尋ねいたします。例えば、歩こう条例だとかあるいはノーカーデーを設けて歩いて通勤するとか、あるいは日本一周のゲームをつくって日本をウォーキングで歩くとか、ウォーキングのメニューを人によってもあるでしょうからいろいろつくるとか、そういう紹介もいろいろなことが考えられます。そういった意味で、ソフト面として今後どういうふうなものを主体として考えておられるのか。

あるいは、ハード面では、道路というのはもともと昔は交流の場でありました。今は車の通る道かもしれませんが、道路の真ん中で立ち話をするなんていうのは当たり前な場所だというふうに思います。そういった意味では、道路というのは交流の場だというふうに位置づけて、歩く歩行者用のスペースを思い切って確保するとか、ベンチを置くとか、シニア世代向けの遊具などを置いて歩きたくなる仕掛けづくりが重要だと思います。私は、中でもこれからはシニアのための用具というのはやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。例えば、どこかでぶら下がるとか、あるいは一回りぐるっと腰を回すとか、そういった遊具が今たくさんつくられています。

また、一方、見える化という意味では、ICTとかあるいはデジタル機器というようなものを使って、見える化はやっぱりできるだけ図っていく必要があるんじゃないかなと。そうすることによって興味が沸いてくるということだろうと思いますが、幸いにしても新生病院あるいは信州大学とのことしからの提携ということの中で、健康情報の収集だとか科学的な根拠に基づいた健康づくりの支援ということがされていますが、具体的に見える化というの

がどんな形で持っていこうとしているのか、この辺について具体的なものがあったらお示しを願いたいというふうに思います。

それから、5つ目であります、総合型地域スポーツクラブとの関連についてお尋ねをしたいと思います。従来から取り組んでいる生涯スポーツの取り組み、あるいは今度できました千曲川ハイウェイミュージアムの新しい健康づくりのスポーツコミュニティセンターとのあり方と、総合型地域スポーツクラブとの関連について今後どのように整理されて進めていこうとしているのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） おはようございます。

ただいまの小林議員のご質問に対してご答弁させていただきます。

前段ご指摘いただきましたように、そのウオーキングの推進に関しましてはまさにその仕掛け、仕組みづくりが大切ということでありまして、町としてもいろいろな面から取り組んでおるところでございます。この事業の一つの目的としまして健康づくりというものが大きなものでございますが、その健康づくりのみならず、新たな町の魅力としてもこれを高めていってまちづくりにつなげることも、これも一つの大きな目的として現在取り組んでおるところでございます。

そうした中で、これまで行ってきた一環について若干述べさせていただきますが、1つには、町民の皆さんによりますドイツへの先進地視察、これや視察を通じて友好関係の生じた現地の自治体などとの交流拡大に向けた協定の締結、あるいはこのパワーウオーキングという歩き方の考案者でありますガウダーさん、このガウダー氏の好意によりまして、氏が来日の際には必ず当町にお越しいただきまして、考案者みずから講師としてウオーキング講習会を開催いただくなど事業につなげてまいりました。

こうした事業を活動を通じまして、みずからウオーキングによる健康づくりに取り組まれる皆さんの活動も生じております。ドイツ視察に参加いただいた皆さんを中心にクラブ化が図られ、定期的な活動から人の輪の拡大にもつなげていただいているところでございます。

また、加えて今年度であります、こうした輪をより広げたいということで毎月ウオーキング教室というものを開催しております。これは、これまでガウダーさんを講師にパワーウオークを学んできた方を中心に、そのウオーキングの習慣化あるいは正しいやり方をもつての習慣化ということを学ぶ教室としまして、毎月1回ですが、新生病院を会場に開催してご

ざいます。おおむね20名から多くて30名ほどの参加でありますけれども、ご参加をいただいておりますということでございます。

また、国内でパワーウォーキングを健康づくりに取り入れておる自治体もふえてきております。こうした自治体との交流を深めるため、一昨年よりウォーキングサミットとして情報交換や交流の拡大に努めております。新年度におきましては、こうした市町村との交流をさらに深めるため、今後定期的な交流が図れないかなどについて意見交換の場づくりなどしていきたいと考えておるところであります。

それから、科学的な視点から健康づくりに対する切り口も必要だということから、これは新生病院と共同し実施します健康づくり研究所事業の最も大きな研究テーマにしておりまして、先ほど申し上げましたウォーキング教室に参加いただく方も、この事業のモニターとしての協力もいただいております。

それで、現在、条例や特区の制定などは検討はしておりませんが、申し上げましたウォーキングによるまちづくり、これを今後も進める中で、町民の皆様どなたにも認識されるよう、より一層取り組みやすい環境整備を図ってまいりたいと考えております。そうした中で、健康づくりをイメージできるようなメインテーマというものも必要であれば、これは掲げさせていただくことも考えてまいりたいと思っております。

それから、2番目の発信・交流を横断的取り組みでということですが、この事業に関しましては健康づくり、それから交流事業あるいは生涯学習の面から取り組んでおります。各担当者による連絡調整や事業実施における協力体制をとりながら現在進めております。今後、ウォーキング人口の底辺拡大や情報発信の強化により、今以上の交流機会の拡大を目指すことが必要であり、そのための実施体制整備は必要と思っておりますが、その前にまずはこのウォーキングに取り組む方をふやすことを主に取り組んでおるところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

健康づくり面では、新生病院とも連携するように小布施総合公園に開設されますスポーツコミュニティセンターの運営母体の皆さんなどとの連携も含め、役場内における部局横断に加え、民間の皆さんとのお知恵もおかりしながら、今後本事業の広がりといったものを目指してまいりたいと思っております。

それから、3番目の目的達成に向けてその取り組み人口の増加あるいは習慣の一環にか、いずれかということですが、これはその両方の目的がバランスよく進むことだと捉えております。健康を意識して、その人に見合った運動を行っていただくこと、それも継続し

て取り組んでいただくことが大切であり、そうした面でウォーキングは特に何かを準備することなく、いつでも行えることから、町としても普及を図っておるものであります。

これは統計をとったものではありませんが、健康を意識され、きちんと腕を振り正しく歩くといえますか、そのように歩く方が近年ふえているように感じております。この普及をさらに図るために、まずはその取り組む方の人口の拡大が求められ、先ほどご答弁申しましたように、さまざまな取り組みを通じ、ウォーキングの魅力を高めて取り組まれる皆さんの拡大が図れるようつなげてまいりたいと思っております。

それから、ソフトやハード、見える化の具体化方策と目標ということではありますが、まず、ソフトの面では現在コースづくりを進めております。これは、数年前からお話しさせていただいておりますが、町内に60ほどの基本的なコースを設定し、ご自身に合った距離や景色、これらを楽しみながら歩けるよう設定しております。ただ、このコースのマップにつきましては現在町のホームページに掲載しておりまして、現在5コース分のマッピングしかできておりません。まことにちょっとづくりがおそいんですけれども、今後順次作成を進めまして、作成次第、掲載をしてまいりたいと思っております。

それから、ハード面ですが、これはコース上へのベンチの設置というものを予定しております。当面4カ所を予定しておりまして、これは町内企業にお願いして、今年度内での設置を完了する予定でございます。

また、見える化事業としましては、健康づくり研究所におけるウォーキングのデータ化を進めております。60設定しましたウォーキングコースごとに平均的なカロリーの消費量ですとか、体に与える影響、ほかにもデータはあると思いますが、こうしたことをデータに基づきコースに落とし込むことで、より具体的なウォーキング効果の見える化を目指しております。27年度には活用いただけるように、現在研究所と一緒に進めております。

こうした事業のほかにも、ご指摘いただくような事業、ノーカーデーですとか歩こう条例ですとか、そうした歩きたくなる仕掛け、意識を強めるきっかけになるものと考えられます。具体的なこととしましては、現在取り組むことをベースに、これらにさまざまな変化を加えながら、常に魅力ある事業として推進できるように進めたいと考えております。その最終的な目標としては、先ほど申し上げた新しい町の魅力として認識されることが目標として取り組んでおるところであります。

それから、最後、総合型地域スポーツクラブとの関連であります。昨年秋に立ち上げました総合型スポーツクラブは、当初からこのウォーキングの底辺拡大を目指して進めておりま

す。冒頭申し上げました自発的なウオーキングクラブの皆さんに設立を図っていただいたということもございます。その中で、ウオーキングのみならず、さまざまなスポーツに親しむことも必要なことから、現在、スラックラインあるいはキンボールなど、新しいスポーツやレクリエーションゲームも含めて活動をいただいているところであります。

このように複数の選択肢の一つにウオーキングを取り入れることで、ウオーキングの底辺拡大につながるものと思います。また、総合型クラブとして独自に事業を進めていただくこともウオーキングの普及につながるものであり、町としましても、今後一体となってこれは進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（関谷明生君） 小林 茂議員。

○5番（小林 茂君） それでは、二、三再質問をさせていただきたいと思います。

まず、町の魅力としてウオーキングを位置づけたいということではありますが、もともと歩くというのは人間の人間たる一番基本であるわけでありまして、本来はウオーキングそのものをどうのこうのというようなものではないんだろーと思います。ある意味でやはり歩くことが一番健康につながるというふうなことから、盛んに取り上げられているんだろーというふうに思います。

そして、先ほどの答弁の中で先進地の視察というような話もありました。であるならば、やっぱりもっと何年かにわたってやるべきじゃないかなと思います。例えば最低でも5年くらい、仮に年間10人行っても5年やったら50人というふうな形になるんだろーと思いますが、そういった意味では関心のある方、官民含めてやっぱりもっともっとやるべきだなというふうに思います。その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目はパワーウオーキングあるいはウオーキング全体についてであります。その辺についてのメニューの提供の仕方が私はもう少し工夫があってもいいんじゃないかなとも思うんですが、1つは、元気に腕を振って足を上げて1、2、3で歩ける人は、それはそれでいいんだろーと思いますが、もっとそうじゃなくて歩行に不自由を感じたり苦勞をしたり、あるいは弱ってきたりという人たちをどうやってやっぱり巻き込むかというような工夫を本当に考えるべきだなというふうに思うんですが。例えばですが、ウオーキングと言われ、今パワーウオーキングのお話をされていますが、そのパワーウオーキングの中にインターバルウオーキングを例えば取り入れれば、3分パワーウオーキングをやって、3分例えばスローのウオーキングをやってというような形で組み合わせればかなり楽な形で、

要するにその程度のウォーキングをすることができるというようなメニューはできるだろうと思います。

そして、もっと膝の痛いとかいろいろなことを考えれば、今盛んにやられている例えばノルディックウォーキング、ポールウォーキングですよね、スキーのストックみたいなものを持ってやってやりますと、あれはもう体重の3分の1くらいはあのポールにかけることができると言われているわけですから、膝の痛い人なんかにとってはもってこいのウォーキング方法だと思います。

さらには、これは信大に盛んにこのインターバルウォーキングの提唱をされているわけですが、さらにはスロージョギングなんていうものもありますね。すごいゆっくりしたスピードで、そして一定の速度でジョギングするというのがあります。ですから、それぞれのその人の体に合ったウォーキングの仕方というのがあります。ですから、パワーウォーキングを基本に置いて、その中でほかのものをどうやって組み合わせるかというような形の中で、やっぱりいろいろな人に提供していくという工夫がすごく大事ではないかなというふうに思います。そういった点で、その辺のところをどんなふうにお考えであるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、ウォーキングクラブができたというようなことでありますが、非常に結構なことだろうと思いますが、そのクラブの目的というものについてちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが。ウォーキングというのは、時間のとれるときにみんなが集まって一斉にウォーキングするというようなものでは本来ないんじゃないかなと。もっとも日常生活の中で、自分とはとれる時間の中でどうやって工夫してウォーキングをするかということであって、むしろクラブとしてウォーキングクラブというふうなものがあるとするならば、先ほど私が言いましたようにウォーキングのメニューをその中で工夫してつくり上げるとか、そういうところに力を注いでもらえれば、本来ならばもっともったいいウォーキングの体制というのにはできていくんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまの再質問でございますが、まず、海外視察についてこれをもう少し長いスパンで行ったかどうかということでございますが、これについてはまた実施の方法について具体的にできるかどうか、また、町民の皆さんの参加ということもありますので、その辺について町としてどのような支援が行えるかということを含め

て、これからの課題として検討させていただきたいと思います。

それから、2番目のいろいろな歩き方のメニューの提供ということですが、これはまさしくご指摘のとおりであります。当然にその人それぞれにこういった歩き方といったものを取り入れていただくことが大事でありまして、それで、しかもそれを継続していただきたいということは町としても思っております。その中で、現在1つの軸としましてパワーウオークといったものを推進しておるわけでございます。その方法に、先ほど申し上げた各教室の開催ですとか、講演会、講習会の開催ですとかといったものを行ってまいりました。こうしたことの中に、種類の話だと思ふんですけれども、ノルディックウオークですとかインターバル速歩ですとか、そういったことを取り入れることは可能かと思ひます。それにつきましても、ただ、講師先生等々との兼ね合いといいますか、方法の問題として捉えさせていただければと思っております。

また、その中でご指摘いただきました、例えば体にある程度の障害をお持ちの皆さんとか、そういった方も見受けられるわけなんです、そうした中で特に新年度以降健康予防というところをもう少し重点を置きたいということで、中高年の皆さんを対象としたウォーキングといったものを重点的に進めたいと考えております。具体的な方法としましては、現在健康福祉センターなどでも転倒予防教室ですとか、これはもうかなりご高齢の皆さんが対象になるんですが、では、その一歩手前の皆さんを対象とした歩き方教室ですとか、そういったことを予定をしております。その中に、ただいま申し上げたような、その人に合ったウォーキング方法が取り入れられないかということについては、検討をさせていただければと思っております。

それで、最後のクラブの目的であります、これは一番の目的は歩くこと、健康づくりをウォーキングを通じて図っていただく上で、継続して行っていいただきたいということが一番のこのクラブを組織した目的でございます。それで、クラブの皆さんも、毎週という単位になってしまうんですが、週に1回、土曜の朝に集まっていただいて、30分から1時間、皆さんで歩くことを楽しんでいただいております。今後につきましては、これが参加される皆さんがそれぞれ日常的に取り組まれる活動にしていいただきたいというのが1つ、それから、やはりクラブというものを通じて、同様にほかの他県でもこのパワーウオークに取り組まれる自治体がふえてきております。そうしたところとの交流が今後図れないかと、このクラブを軸としてそうした今後の交流につなげることができないかということについては、早急にほかの自治体との話し合いを新年度進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げましたことを総合的に重ね合わせて、歩く健康づくり事業が魅力あるものとして町民の皆さんに広めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（関谷明生君） 小林 茂議員。

○5番（小林 茂君） 前向きな答弁をいただきまして、そういった中で最後に1点だけお聞きをしたいと思うんですが、先ほどの中で継続してウォーキングができるような、そういったことを目指していきたいということでもあります。

そこでお尋ねしたいんですが、継続という意味で言うならば、例えば週何日とか何回くらいとか、あるいは1日例えば何分くらいとか、あるいは何歩くらいだとか、どの辺のところを今町としては目標として持たれているのか、その辺について最後にお尋ねをいたします。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまのご質問の町としての目標というものでございますが、すみません、今現在、そういった個々具体的な目標といったものは設定してございません。ただ、その中で先ほど申し上げたコースを設定してございます。そのコースを例えば、この年代、この体重の方がこのくらいの速さで歩いたらこのくらいのカロリー消費になるとか、そういう科学的な裏づけを得ることを今、新生病院と共同してつくっておる最中でございます。それができた段階で、きちんとそのコースごとに当てはめる、あるいは標準的な、この歩き方であれば最低でもこの時間以上は歩いていただきたいとか、そういう個々具体的な目標が見えてくるものではないかというふうに考えておるところでございますので、今現在、その目標を掲げて取り組んでいただきたいということは情報としては出してございません。

以上です。

○議長（関谷明生君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長（関谷明生君） 続いて、10番、小渕 晃議員。

〔10番 小渕 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 暦の上の二十四節気の大寒を翌日に控えた1月19日、雪が舞う寒い朝でした。その朝、松村駐車場で平成26年小布施町消防出初式兼検閲式が挙行されました。加えて、堂々の街頭行進も実施されました。また、毎年6月の第1日曜日には町防災訓練、加えて6月上旬の日曜日には町消防技術大会が開催されます。消防団の事業を拝見する都度、消防団員は規律正しく元気な挨拶、機敏な行動、そしてみずからの地域はみずからで守るという強い郷土愛護の心を持って、町民の皆さんの命と財産を守るために奮闘されておられ、改めて敬意と感謝を表しているところであります。

きょうは3月6日です。あと5日朝を迎えますと3月11日です。3年前の3月11日、大震災が東日本を襲い、死者1万5,884人、行方不明者2,636名ものとうとい命が失われました。その中に、地域の皆さんの命を守る、その消防団の命が198柱も消えてしまいました。まさに殉職であります。殉職された若い消防団員の皆さんには、将来へ大きな期待と夢を持っておられました。家庭には若いお嫁さんとかわいいお子さんもおられたことでしょう。津波に飲み込まれる瞬間、その若い消防団員の心中を察すると胸が詰まります。

消防団員は、いつ出動命令が出るかわからない、時にはおのれの身の危険を顧みず現場に走る、まさに究極のボランティアであります。にもかかわらず、消防団員の奉仕の精神に頼っているのが我が国の現状であります。

そこでお伺いいたします。

消防団が新団員の募集に大変ご苦勞をされていることはご承知のことと思います。全国の2,474の消防団は、どこも同じ状態だとは思いますが、しかし、我が小布施町は全国の市町村と比べ、共助、ともに助け合う意識が大変強く、また、町民力が高い町であります。よって、行政は消防団員の奉仕の精神を大切にしながら、その消防団を町民全体で支援をしていく、そんな小布施でありたいと思います。そのためには、町民の皆さんのより理解と協力をいただくために啓蒙、啓発活動をもっと強めていただきたいと思います。

2項目としまして、消防組織法の第15条の2では、消防団員の定数は市町村の条例で定めることになっています。小布施町消防団の定数は183人です。その中で、第1分団と第3分団がそれぞれ48名であります。しかし、第2分団だけが54名と団員数に差があります。そのようにされた経過をご説明いただきたいと思います。

3項めとしまして、団員の皆さんを拝見すると、小布施町内で勤務をされている方だけではなく町外で勤務をされている方にもお願いされてあります。緊急を要する出動には、町外の団員では間に合いません。よって、町内の事業所の職員の皆さんへの入団要請などをどの

ように取り組んでおられるか、その現状をお伺いしたいと思います。

4 項めといたしまして、我が町では女性防災クラブが組織されております。68名のクラブ員の方々は、出初式や防災訓練での炊き出し、加えて各自治会で防火・防災の啓蒙活動で活躍をしていただいております。しかし、消防庁では消防団員の定数の10%を女性でと、そのような方針を出しております。女性防災クラブが68名の皆さんが結集されているのと、このような状況の中で10%の女性消防団を備えるという、その辺のこれからのお考え等ありましたらお伺いしたいと思います。

5 項目めといたしまして、総務省より消防団1人当たり年額報酬として3万6,000円、また、1回の出動に当たり7,000円の手当が地方交付税として配付されていると聞いております。また、2月26日の信濃毎日新聞に、総務省が団員に報酬を払わない消防団を公表するという記事がありました。小布施町ではどのように対応しておられるのか、お伺いします。

6 項目めに、消防組織法の第15条の8で消防団員には退職報償金を支給しなければならないと定められています。小布施町ではどのように対応されているのか、お伺いいたします。

7 項目めとしまして、消防団員の崇高な郷土愛に感謝する、そんな町民の気持ちを込めて町の施設、これは当然であります、そのほか町内の各施設のご理解をいただき、団員の特別優待券等を贈呈してはどうでしょうか。また、近隣の消防団で実施されている協力店の指定あるいは婚活などの事業を企画し、消防団の魅力をより高めていただいたらどうでしょうか。

以上7項目について答弁を求めます。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さんおはようございます。

傍聴の皆さんには、早朝からありがとうございます。御礼申し上げます。

ただいま、小渕議員から町の消防団また消防団員の皆さんに対して、大変厚いご理解と強いご支援とご意見をいただきました。大変ありがたく、改めて消防団に対する思いを強くいたしたところであります。ありがとうございます。

ご質問に対してお答えを申し上げます。

1つ目でありますけれども、消防団のさまざまなご活動の中で、特に火災や災害発生時の活動については、多くの町民の皆さんにまずご理解いただいているというふうに考えております。私どもではもとより、その活動を目の当たりにしており、心から敬意と感謝を申し上げますところがございます。また、現在、4月から団員になっていただく方の募集を各地

域の消防団幹部の皆さんが中心となって進めていただいております、団員数を満たすために大変なご尽力をいただいていることにもまた敬意と感謝を申し上げますところであります。

消防団の日常における訓練や夜間巡回、火災予防活動やその重要性を町民の皆さんにお知らせすることにより、議員の言われる啓蒙・啓発でございますね、地域の皆さんのご協力が得られ、消防団員の募集が円滑に行われるんだというご提案というふうに存じますけれども、私ども町が消防団の活動をかなり細かくお知らせするということはもとよりであります、募集活動についても、ご指摘のとおり私やあるいは職員が消防団員の皆さんと直接一緒にお願いするというような、私ども町も団員確保について一体となって行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の団員数を振り分けさせているという経緯でありますけれども、町消防団条例において団員の定数は183人とさせていただいております。定数は、平成8年の3月議会において196人から183人に改正したもので、管轄をいただいている地域の世帯数というものを基本にして、地域の広さや洪水への備え、あるいは住宅の密集の仕方を考慮して決めさせていただいたものであります。第2分団が多いということなのですが、これは特に千曲川に隣接した地域を管轄をしていただいているということから、洪水への備えを考慮した結果、多くの団員確保をお願いしているというのがその差の経緯でございます。

次に3点目のご質問ですけれども、消防団員の加入は実情として小布施町にお住まいの町民の皆さんをお願いをしております。ですから、ご質問の取り組んでいるかということでは、これまで取り組んでいないというのが実情でございます。しかしながら、ただいま議員からご指摘のあったとおり、町外にご勤務をいただいている消防団員も多いことから、昼間の火災や災害に出動できる団員を確保するためにも、町内企業の皆さんのご厚意とご理解をいただき、町外からお勤めの方を消防団員としてお願いするということは大変重要なことであるというふうに考えております。町内企業の皆さんにご協力をいただけるようお願いを申し上げ、昼間に活動いただける消防団員の加入について強く進めてまいります。

長野県でも、というようなことはよく理解をされており、消防団活動協力事業所の優遇措置を設けていただいております。事業規模に制限はあるところではあります、従業員の2人以上が消防団員で、就業規則に消防活動による不均衡な処遇、例えばいなかった分給料を減額するというようなことですね、そういう処遇を行わない取り決めを定めている場合には事業税の2分の1を減税をしております。こうしたことも一緒にご案内を申し上げながら、各企業にご協力をお願いをしてまいりたいと考えております。

4点目の消防庁の消防団定数の10%を女性でという方針についての町の考えでありますけれども、消防庁では全国の消防団員数の目標数値を100万人以上というふうに決めておりまして、各消防団の活動実態に合わせ、女性消防団員の目標数値を10万人以上として入団を促進させることを掲げております。我が町でも、各分団の団員定数と調整を図りながら、本部員としてラッパ吹奏や救護など女性が消防団員として活躍できる体制をよく整えた上で、町民の皆さんにより身近な消防団として、あるいはシンボリックな役割も担っていただきながら、消防団活動がさらに活発になるよう、できるだけ早い時期に女性消防団員の入団を進め、組織化を図ってまいりたいというふうに思っております。

5点目の消防団員の報酬についてであります。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、この中で消防団員の月額報酬を定めており、階級により報酬額に違いはありますが、全団員の平均報酬年額は約4万900円になっております。出勤手当については、これも全団員の平均年額であります。1万6,500円というふうにさせていただいております。その大変なご活動に対する報酬としては十分とは言えない額で、大変申しわけなく思っておりますところでもあります。地方交付税は10万人規模の市町村に対する消防団員数を想定しているため単純に比較はできませんが、近隣市町村と比べても上位の報酬をお支払いしているというのが実情でございます。

6点目の退職報償金についてですが、小布施町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を定めており、退団された時点で勤続年数、階級に応じた退職報償金をお支払いをしております。このために、年間お一人について掛金1万9,200円を計上しておるところであります。

最後に、7つ目のご質問ですけれども、消防団の魅力を高めるための事業を実施してはどうだとかご提案ですが、須坂市では消防団サポート事業を実施しており、須高消防協会として3市町村共同で行える制度の実施を今検討をしておるところであります。それとは別に、小布施町として独自の策として公共施設を中心に優待するということを予定しております。例えば、美術館あるいはシャトルバスのフリーパスをお渡しするというようなことも検討して実行してまいります。将来的には、民間の事業者さんにもさまざまなご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

婚活というような具体的なご指摘もありました。須坂市や小布施町社会福祉協議会で開催している際に、協力や団員の皆さんが参加できるようにかわりを持たせていただいております。このほかにもさまざまな策があるいはあろうかと思っておりますので、議員におかれまして

もこういうことをしたらどうだということがございましたら、ぜひ私どもにご指摘をいただきたいというふうに思います。

消防団員の活動は、安心・安全なまちづくりになくてはならないものでありますので、町としても消防活動が万全に行えるように消防団に対してさまざまな形で全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） ただいま町長の答弁をお聞きしまして、消防団に対する町のあるいは町長の思いを聞かせていただき、団員の皆さんがお聞きになったらさぞかし感謝し、喜ばれることだと思います。特に、消防団の募集で苦労している現場に対し、町長みずから、あるいは職員みずから協力をしたい、こんな言葉を今、答弁をいただいたわけですので、大変消防団員も困っているときはぜひ協力をしていただきたいと思います。

それから、報酬につきましても、全国の総務省から支給されているものよりもずっと高く、あるいは出動手当についても全国平均よりぐっと高いという、この町の姿勢を高く評価いたします。

また、魅力ある消防団にするために、町内施設の特別優待券の関係、それから協力店等々の関係の説明がありましたが、当然町の施設の優待券については当たり前ではありますが、3市町村で検討されていることということはまた私は魅力だと思うわけであります。どちらかというと消防団は若い方がいるんで、須坂市の動物園の優待券があれば、これまた家族で喜んでいただけるものと思います。

また、協力店、他の市町村の中には協力店の指定の中で、飲食店へ行ったらワンドリンクが消防団員の方にはサービスしていただける、そんなことであったり、物品を購入された場合には物によっては割引制度を活用できるというような、そんなところもあるやに聞いております。地元の商店を利用する、あるいは地元の飲食店で飲食をするということは、地元の商店の活性化にもつながる一石二鳥の部分があるわけであります。そのためには、団員の皆さんにＩＤカード等を発行していただき大いに活用していただけるような、そんなことをご検討していただければありがたいと思います。そのことについて、再度お伺いします。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答え申し上げます。

確かに、いろいろな団員の皆さんにこうして差し上げればということはございますけれど

も、何か証明できるものがなければこれはなかなか難しいと思いますので、3市町村のことも含めながら、小布施町の消防団員たるあかしというようなことを考えていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 高 君

○議長（関谷明生君） 続いて、3番、渡辺 高議員。

〔3番 渡辺 高君登壇〕

○3番（渡辺 高君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

町の避難場所の現状と今後についてお伺いいたします。

避難所としての自治会公会堂の新築・改修工事状況について。

小布施町では、平成24年4月に小布施町避難施設耐震補強工事助成金交付要綱を設け、第1避難所としている自治会公会堂の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、自治会が実施する耐震工事に要する経費に対し補助をし、16カ所のうち10カ所が完成し、被害に強いまちづくりに取り組んでいくことは心強い限りであります。

自治会が実施する公会堂の改修工事の進捗状況についてお伺いいたします。

また、平成26年度実施の予定はどうなっているのか、それもあわせてお伺いいたします。

第1避難所の目的とか定義について、例えば一時的に大勢が使用する事態を前提とした地区の防災計画、備品の設置、トイレ整備などどうなっているか、お伺いいたします。

今回改修工事の対象とならなかった公会堂についても、避難所機能を持たせるため備品の配置、トイレの改修なども進めるべきと考えますが、自治会の要請があれば町として補助金制度はあるのか、お伺いをいたします。

第2番目として、第2避難所としての体育館等の整備について。

また、第2避難所となる体育館等の公共設備の避難所機能、施設整備、改修計画などについてどうなっているか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 西原リーダー。

〔行政経営部門グループリーダー 西原周二君登壇〕

○行政経営部門グループリーダー（西原周二君） おはようございます。

私のほうから、渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、自治会公会堂の改修工事の進捗状況についてのご質問でございますが、耐震改修が必要かどうかの耐震診断は、その建築物が昭和56年以前の耐震基準により建てられた建築物かどうかにより行い、自治会公会堂の場合は16の公会堂が耐震補強の必要があるという診断を受けております。

平成24年度中に1自治会、平成25年度につきましては10自治会で耐震補強工事または新築による建てかえ工事を行っていただいております。残り1自治会につきましては年度内に完成することが困難となったため、本議会におきまして補助金に係る予算の繰越明許をお願いしているところでございます。

2点目の平成26年度の実施予定ですけれども、自治会にご意向をお伺いしたところ、残りの5自治会で耐震化を予定いただけるということで、耐震化に係る補助金と自治会への貸付金の予算を上程させていただいております。

3点目の避難所としての基準についてのご質問でございますが、小布施町では地域防災計画の中で、災害から町民の皆さんが一時避難する場所として各自治会の公会堂を第1避難所としております。耐震性があることはもちろんですけれども、救助・救護活動や給水・給食等の活動が行えることが必要となりますので、一定のスペースや台所、トイレが必要となります。各自治会の公会堂は、今回行われる耐震改修によりこのような基準を満たしたものとなります。

4点目の補助金制度でございますけれども、議員からご指示ありました各種補助金、耐震改修の補強工事に係る補助金であるとか、改修工事に係る補助金を定めさせていただいております。補助金の上限はございますけれども、おおむね国が示しております補助基本額の1.5倍の3分の2まで町のほうで補助をさせていただけるように制度をつくらさせていただいております。耐震補強が必要としている自治会全てを対象とさせていただいておりますけれども、今ご質問いただいた耐震補強の必要のない公会堂がトイレ等を改修した場合はどのような対応があるのかということなんですけれども、こちらにつきましては以前から制度はあったわけでございますが、4分の3、300万円を上限に公会堂等の修繕についても補助をさせていただける制度がございます。

次に、第2避難所としての体育館等の整備についてということでございますが、災害におきまして大変多くの方が避難生活を送らなければならなくなった場合、先ほど申し上げたよ

うな第1避難所では避難生活が送れないようなことも想定されますので、第2避難所として体育館等を指定をさせていただいております。そういった体育館等の整備につきまして、設備、改修計画はどうなっているのかということのご質問でございますけれども、家屋の倒壊や喪失等により多くの町民の皆さんが避難される場所としまして14の公共施設を指定しております。このうち、エンゼルランドセンターにつきましては耐震改修が必要となることから、エンゼルランドセンターの機能の向上とあわせて耐震の改築を行うため、新年度の予算を今議会に上程をさせていただいております。

避難施設は、救助・救護活動や給水・給食等の活動が行えることはもちろんですが、しばらくの間はその場で生活することとなりますので、非常用の発電機や飲料水、食料、毛布、マット、避難所用のトイレなども必要となります。毎年度計画的に備蓄を進めておりますが、全てを備蓄することは困難であるため、災害時の応援協定を各事業所さんと締結をさせていただいており、必要な物品を事業所さんから支援いただけるようにしてございます。

今後は、ハードの面の整備とあわせて、被災地域の被災状況や高齢の方などが避難し安心して避難生活ができる設備を有した施設を定めていくことや、公共施設が避難所となった場合に、共有空間、居住空間、立ち寄りができない区域の設定や災害復旧後にその施設が正常化に移行できるようにするための避難所運営マニュアルの作成等も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺 高議員。

○3番（渡辺 高君） ただいま答弁ありがとうございました。

耐震工事が完成した避難所、公会堂につきまして、例えば長期の避難所としての使用方法、これはどう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 西原リーダー。

○行政経営部門グループリーダー（西原周二君） 各自治会公会堂は地域の公会堂になりますので、その地域の方が避難される場合には長期にわたってお使いいただくこともあろうかと思っております。ただ、面積がさほど大きくないというふうに考えておりますので、多くの方が避難する必要がある、もしくは大変長い期間避難生活を送らなければいけなくなった場合には、各公会堂をずっと避難所として置くことは困難かと考えますので、町の公共施設を避難所とする、また、その災害に応じましては仮設住宅の建設等も検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺 高議員の質問を終結いたします。

◇ 原 勝 巳 君

○議長（関谷明生君） 続いて、1番、原 勝巳議員。

〔1番 原 勝巳君登壇〕

○1番（原 勝巳君） 通告に基づき質問を2点します。

信州「山の日」の制定を契機とした小布施町での取り組みについて。

既に小布施町では35年ほど前から雁田山の自然を守る会が立ち上げられ、唯一の雁田山を守る運動が行われてきました。また、公民館主催の雁田山ハイキング、栗ガ丘小学校での雁田山登山と、住民の中に雁田山は溶け込んでおります。そんな中、県「山の日」の制定に際し、新たな小布施の山の日を考える必要があると思います。

雁田山は小布施町で唯一の山であり、町民の心のふるさととして愛され、山頂に立てば手が届きそうな北信五岳が、眼下には自分の住む町、ふるさと小布施が見え、生活の音まで聞こえる身近な里山であり、昔の人は鳳凰が羽が休めているように見える山とも言い、葛飾北斎、高井鴻山先生も登っており、岩松院天井絵、八方睨みの鳳凰図にも少なからず影響を及ぼした山とも言われ、町内外からの多くの方々から親しまれ崇敬されてきているのだと強く感じます。

栗ガ丘小学校では毎年5年生が雁田山登山をしており、登山で学ぶことは、まず集団行動の望ましいあり方を身につけ、ふるさとの山、雁田山に登り、山と触れあうとともに、山頂からのふるさとの様子を観察し、愛着を深めるとあり、まさに県が「山の日」の制定に唱えている山の恵みに学ぶに合致しております。しかし、反面、友達と一緒に体の都合で登れなかった児童たちも数名いたことも忘れてはなりません。

本年は、町制60周年に当たり、改めて振り返ってみると、小布施町はシンボル雁田山とともに発展してきた町だと強く感じます。最近では、千曲川左岸吉島に新たな息吹、北陸新幹線の足音が来年春早々から聞こえようとしております。今までは、東の雁田山から眺むふるさと小布施が一般論でしたが、西部地区吉島を北陸新幹線が走ることで大きく変わる小布施吉島地区を西の髻山から眺むふるさと小布施も重要な場所となってきました。そして、さら

には篠井川河口千曲川の合流地点、第5千曲川橋梁を疾走し高丘トンネルに入る北陸新幹線の雄姿と遠くに広がる小布施扇状大地を旧豊野町北信五岳道路（信濃ライン）沿いの里山から眺むも、これまた千曲川下流地区よりのふるさと小布施です。

先ほど触れました小学5年生が雁田山登山をできずに、ふるさと小布施を雁田山山頂から見れなかったと言ったが、髻山は岩場もなく、危険度もなく、30分ほどで登れます。また、千曲川川下の北信五岳道路（信濃ライン）沿いの里山からは、車からおりても10分ほどで登れます。このように、体の都合でふるさと雁田山に登れなくても、ふるさと小布施を眺む里山があるのです。

よって、この3カ所地点、里山から眺むふるさと小布施を（仮称）ふるさと再見里山ウォーキングとして1年に1山ずつ3年サイクルで、小布施版・県「山の日」月間事業の一つとして考えられないかと思いますが、町はどのように考えますか。

○議長（関谷明生君） 中島委員長。

〔教育委員長 中島 聡君登壇〕

○教育委員長（中島 聡君） 原議員のご質問にお答えしたいと思います。

北陸新幹線の開通とともに、小布施町周辺の景色も大きく変わっていくというものと思っております。また、近隣の里山から小布施町周辺を含めた新幹線沿線の景色も、新たな風情として私たちに感動を与えてくれるものと期待しております。

議員ご提案の雁田山や髻山の山頂からの風景、あるいは信濃ラインより立ヶ花を望む風景など、3カ所の里山、あるいは高台からふるさと小布施を望むには適地ではないかと、こういうご提案をいただいたところであります。それぞれ素晴らしいビューポイントであると改めて感じますとともに、雁田山を初め自然の持つ雄大さやふるさとの歴史や民俗の豊かさについて関心を持たれておられて、それを深めるための姿勢に対しまして敬意を申し上げますところであります。

現在の町での取り組みとしましては、町唯一の山であります雁田山につきまして、毎年実施していますハイキングコースの整備、それからそれとともに町民の皆さんによる登山、小学校的の授業での登山、雁田周辺の山野草などの自然観察会など、あるいは史跡めぐりなど開催して取り組んでいるところであります。

雁田山から眺望する小布施町の姿は、千曲川がつくる沖積地とその支流である松川の扇状地から成り立つ異なる地形面であり、農業を中心とした古くからの営みがうかがえる雄大な自然であります。特に、古城からの展望はすばらしくて、小布施町から中野市にかけての善

光寺平、その中央部をゆったり流れる千曲川、遠くを望めば北信五岳の山並み、さらに遠くに白馬岳から槍ヶ岳に至る北アルプスなどの大パノラマは大変すばらしいものがあります。これら雁田山から見える景色も、山のポイントごとにそれぞれ違っておりまして、季節や時間によっても違う風景を楽しむことができます。登山をするごとに、毎回新たな感動や発見があると言われております。

議員のご提案によりまして、身近な里山のスポットとして挙げられました3地点と、ふるさと再発見のためのキーワードとしていただきました。3つの1山ごとの3年サイクルでウォーキングを行ってはどうかという提案につきましても、町の外から見る小布施町の魅力のスポットとして取り上げまして、実際に検証いたし、取り組み方法について検討してまいりたいと思います。

平成27年の新幹線開通時には、公民館事業などのウォーキング活動、あるいはバスハイクなどの取り組み、また、スポーツ教室やウォーキングなどの生涯学習の中で取り組んでいきたいものだと、こう考えております。

さらに、雁田山につきましては、「山の日」の事業としての取り組みでありますけれども、雁田山の登山につきましてはややマンネリ化しておりますので、もう一度雁田山登山などの見直しの好機だと、こう捉えまして、スポーツ関係の皆さんのご意見などをお聞きして、積極的にどうしたらいいかというものを取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） さっき、私がこの中で読んだ3つのふるさとを望む場所があると言ったのは、こういうことを踏まえているんです。たまたま小学生の子供、雁田山登山をしたときに、体の都合で登れなかった子供さんが5人いたとお聞きしております。ということは、私の言いたいことは、小学校5年生が学校教育と自然教育の中でふるさと小布施を雁田山から眺めるというこのチャンスを、この子供さんは行かれなかったということなんですね。そうした場合に、ではどうして行かれないと前回は質問したんですが、雁田山の岩場が危険だということで、当然今の状態では登れません。

ということになると、その子供さんがそこは登れなかったけれども、どこかからふるさと小布施を眺めるところがないかなと、そのときに髻山に上がると、さっきの私が言った30分で上がれるということは、友達やお父さん、お母さん、またお兄さんなりとその子供さんを例えばおんぶしてでも登っていけば登れますよと。しかし、ここがおんぶしてまで登るとい

うことになる、これも大変だと。では、立ヶ花へ行ってみようと、これは車からおりてわずかな時間で登れる、そうするとそういう子供さんもふるさと小布施を友達と一緒に雁田山からは見れなかったけれども髻山から行ったら見れると。しかし、髻山から登るもまたお父さん、お母さんが年をしてだめだから、私はお前をおぶっていくわけにいかないなといったときに、では、もう1カ所川下の立ヶ花の上からこっちを望むすばらしい場所があるということでこういうことを言ったんですが、その子供さんに対してはなぜかという、雁田山ももう一度登りやすいようにしていただけないかということも踏まえて、再質問させていただきました。

○議長（関谷明生君） 中島教育委員長。

○教育委員長（中島 聡君） ただいま再質問をいただきました。

雁田山へ登れなかった生徒もいると、こういうことで、そういう生徒に対してもほかの地点からでもいいから小布施町が見えるようにしてやりたいと、こういうご趣旨でありました。もちろん、雁田山に登山整備をもっとよくして登りやすくするというのがまず1点。それから、雁田山を5年生が登れない、やめちゃってほかへ行くかというわけにいきませんので、雁田山をそれでも登れなかったというときには、議員のご提案あったあとの残りの2地点、あるいはほかにもあるかもしれませんけれども、そういうものを検証いたしまして、こういう地点があるよと、あるいは公民館でもそういうところへ行ってみたよと、こういうことをある程度知らしめれば、友達とお父さんに連れていってもらおうかと、あるいはお母さんと一緒に行くかと、こういうふうになると思いますので、そういうことをしたいと、こういうことであります。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） では、2点目の信濃蒲公英（日本蒲公英）保護についてお伺いします。

最近、小布施町内では日本古来よりある信濃タンポポが大変減ってきています。その反面、西洋タンポポがどんどんふえて、小布施町でも近い将来、西洋タンポポに負け、ほとんど見れなくなる心配があります。信濃タンポポは大変つつましく、開花期間は大変短く、4月の終わりから5月の初めくらいと聞いております。一方、西洋タンポポは春から秋まで咲いているので、種は風に乗って1年中飛んでおり、しかも旺盛な繁殖力でどこにでも根づいてしまします。栗と北斎と花のまち小布施を標榜しているだけに、日本古来より信濃、日本と名のついたタンポポが消えるのは大変寂しい思いをします。

今から少しでも信濃タンポポ（日本タンポポ）の保護をしていけば、やがて群生地区でもでき、多くの方に観賞していただき、日本古来の花植物もふやし、小学生の子供たちにも勉強になると思い、保護地区を栗ガ丘小学校校庭西側の土手道横の役場側東側用地が最適と思います。将来的には、小布施駅前広場から北斎館までの新たな名所の道として活用できるかとも思います。

よって、この場所を信濃タンポポ（日本タンポポ）の観賞保護用地として活用できないかと思いますが、町はどのように考えていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（関谷明生君） 池田総括参事。

〔教育部門総括参事 池田清人君登壇〕

○教育部門総括参事（池田清人君） それでは、信濃タンポポの保護について私のほうから答弁をさせていただきます。

小布施町におけます信濃タンポポの生育につきましては、林や飯田地区の畑などに見られるほか、町内各地に散在していることが確認されているというふうにお聞きをしております。議員ご指摘のとおり、信濃タンポポの開花は4月から5月と、外来種の西洋タンポポの開花と比べて大変短いため年々数が少なくなっているということですが、一度は姿を消したところであっても分布が確認されるということもあり、今のところ絶滅するようなことはないものと考えております。

しかしながら、ご質問の信濃タンポポ（日本タンポポ）の保護につきましては、日本古来から生育している植物として在来種また生態系の保存という一面と、また一般的に動植物の在来種を保護することは、その植物や生き物と日本人とのかかわりを守るということにもつながり、文化的な面から見ても保護が必要であると考えておるところであります。

また、子供たちへの学習の面では、町では小・中学生を対象に作成配布しております副読本「ふるさと小布施」の中に掲載されております外国から来た植物、帰化植物という項目の中で、小布施町における日本タンポポと西洋タンポポの例を、個体の写真や分布図によりわかりやすく説明し、町における帰化植物の数量や侵入の度合いなどにも触れて紹介をしております。この副読本では、中学生が行った調査によりまして、日本タンポポが岩松院周辺や玄照寺の墓地、また飯田の果樹園など予想以上に多く残っていることも確認され、掲載をされております。

小・中学校の子供たちも、副読本の活用により学校授業やふだんの生活の中でも自然に分布する在来種の日本タンポポを探してみることもふるさとを学ぶよい機会と思われ、これら

の活用についても力を入れてまいりたいと思います。

なお、副読本では、西洋タンポポだけではなく、そのほかにも環境に悪影響を及ぼしますアレチウリやオオブタクサなど、公害帰化植物と定義して広く紹介もしております。

また、このほかにも雁田山周辺では保護すべき植物としてミスミソウ、ヤマユリ、コオニユリ、オミナエシ、センブリなど、貴重な植物として町で作成した登山マップなどで紹介しております。町でも、自然観察会やハイキング、登山などを通して、これらの貴重な植物の保護にも努めてまいりたいと思います。

ご質問にありましたも栗ガ丘小学校グラウンドの西側に保護地域を設けてはというご提案でございますけれども、花壇として専用することは若干難しい場所ではありますが、自然な生育場所として利活用していくことは可能な場所であると考えております。議員、以前の一般質問でもお答えしたとおり、ご指摘の箇所は子供たちのグラウンド利用の際に目にするだけでなく、町中心部と駅や役場を結ぶ住民の生活道路でもあり、小布施に訪れた皆さんにも積極的に活用いただける魅力のある路地としても大切なルートであります。町では、南側の桜小道と同様に楽しく歩ける小道として認識をしております。多くの皆さんに見ていただくには適地であると考えます。

信濃タンポポの保護や普及については、タンポポ自体が一般的には栽培されておきませんので種の確保が大変であるとともに、直まきではやはり雑草などに負けてしまい生育が難しいともお聞きをしておるところであります。プランターなどである程度育成した苗を植え込むことが必要であり、また、試験的に1坪から2坪程度の育苗のための花壇をつくり、そこで苗を育てることもよいのではないかというお話を聞いております。町内では、種を採取していращやる方もおいでということですので、ご協力やご指導をいただき、個人やグループなどの花づくりや花壇づくりの中で取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えます。

巴錦保存会のような活動につながれば素晴らしいことであり、ぜひ議員におかれましても保護、普及の輪が広がるよう中心的な活動をお願いしたいかと存じます。町でも、生涯学習や文化財保護の観点からも、できる限りの支援をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関谷明生君） 原 勝巳議員。

○1番（原 勝巳君） 小学校のここをなぜこういう場所にしたらどうかということは、こと

しの予算でもテラスの外構植栽60万円の予算が組まれております。要するに、今言われたように新しい名所の道としてなり得るという期待が十分にあるんだと思います。その点で、やはりその場所だけタンポポが4月の終わりから約10日くらい咲いたらもう終わっちゃったじゃないくて、やっぱりさっきの言ったテラスの外構の植栽60万円の予算ということ、それと合わせるとこの場所が大変いい場所になってくるという、そういう期待もあるもので、ぜひその辺をさらに力強くやっていただきたいなという思いがします。

以上で終わります。

○議長（関谷明生君） 要望でよろしいんですね。

○1番（原 勝巳君） はい、すみません。

○議長（関谷明生君） 以上で原 勝巳議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関谷明生君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして3問質問させていただきます。

まず第1に、予約制の定時運行型乗り合いタクシーの導入について伺います。

町内循環バスの運行実験、平成25年度の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、巡回バスを乗り合いタクシーに切りかえた場合の運用経費の比較、また、導入するに当たっての課題は何でしょうか。

次に、駒ヶ根市さんでは昨年4月から乗り合いタクシー「こまタク」を導入しているが、便数が少ないため割引券利用のタクシーのほうが多く利用され、乗り合いタクシーはダイヤ編成に改善の余地があるとのこと。小布施町として何らかの修正を加えた形での予約制の乗り合いタクシーの導入は考えられないのでしょうか、伺います。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） それでは、渡辺建次議員のご質問に対して私のほうからご答弁申し上げます。

予約制の定時運行乗り合いタクシーの導入ということで、その中で平成25年度の巡回バス

の運行状況はということでございますが、昨年10月1日から本年1月末までの統計として、1便当たり平均利用人数について、10月平均として1.6人、それから11月1.84人、それから12月2.58人、1月2.93人と若干ではありますが上昇をしております。曜日別では、月曜日47.3人、それから火曜日43.9人、それから水曜日41.9人、木曜日43.9人、金曜日44.1人ということです。バス停別で乗降が最も大きかったのは駅であり、次いで町営住宅前、新生病院前、ツルヤ前の順になっております。

経費の面から見ますと、人件費、燃料費、諸経費等一月平均が55万8,000円となり、収入が運賃など6万3,000円になり、収支率は11.4%になります。これは、公共交通にかかわる収支割合の目安である20%の半分ほどの結果となっております。

次に、乗り合いタクシーの事業に切りかえたら経費と課題はということと、こまタクのような事業の導入はということでございますが、今後の巡回バス事業を駒ヶ根市が行ったようなデマンド型乗り合いタクシー事業としたらどうかのご提案と捉えます。現在行っている運行事業は、平成20年ごろから議会などからも強い要望があり、高齢化が進む中で、こうした皆さんの移動を確保する手段を講じることを目的に、町に実際にある車両等をベースにできる範囲で運行を行ってまいりました。この運行に対する利用割合は、先ほどご答弁申したとおりであり、総じて低調で推移してきたと言わざるを得ません。このため、より利用者の増を目指す中でデマンド型の乗り合いも検討しました。

そうした上で実施した際の経費と課題、導入ということですが、このことは平成25年3月会議で議員から同様のご質問に答弁申し上げました。こまタクは地域を5つのエリアに分け、エリアごとに予約を受け、利用者を集約し、それぞれの自宅から病院や公共施設などの主な停留所まで乗り分けして運行を行うものであります。しかし、現行の町事業と比べ、予約を受け付ける人員確保や車両が複数台必要となることなど、経費面ではランニングコスト、イニシャルコストが新たにかかってしまいます。また、町内をエリアとするタクシー事業と競合するため、民間事業者の補完的役割が求められる公共交通事業では採用には相当な慎重さが求められており、町での実施は難しいものと捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 2点ほど、それでは再質問させていただきますが、まず1点は、この巡回バスの運行状況が先ほどのご答弁のような状況で、今後どうされるのか、それがまず

1点です。

それから、予約型の乗り合いタクシー導入は経費が相当増すのでということですが、現行よりどの程度増加するのか、試算ですかね。

それから、ちょっと3点になりますけれども、もう一つは民間交通との競合ということですが、では民間交通に委託するというような考え方はできないものかどうか、以上3点。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） ただいまの議員の再質問にお答えいたします。

まず、今後の循環バス、今後どうするかということでございますが、これは2月に小布施町の地域公共交通協議会等も開催いたしまして、今申し上げた利用率の低さ、あるいは経費面の対費用効果の面を考慮いたしまして、当面は休止ということで町として決定をさせていただきました。

ただ、今後当然こういう移動支援というものについては、高齢化も進みまして町としても非常に重要なことではないかというふうに考えてございますので、今後はまた来年度以降、新たにまたそういうことを検討する場を住民の皆さんを交えながらそういう機会を設けていきたいと、積極的にまた協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、こまタクのような事業を導入した際に試算をしたかというような再質問だったかと思うんですが、これにつきましてはこまタクのほうは平成25年度の見込みで大体委託料が1,300万円ほどかかるというようなことをお聞きしております。町のほうでは、特にそういった面について細かな試算は現在しておる状況ではございませんが、駒ヶ根市さんと小布施町では面積とか人口規模も違いますので一概には申し上げられませんが、いずれにしても1,300万円とまではいかないかもしれませんが、新たな経費は当然発生してくるというふうに理解をしております。

それから、タクシー会社への委託でございますけれども、これについてはやはり町としましては公共交通という立場で今までずっとバスの巡行等を進めてきた経過もございますので、今後も町が主体となって考えていきたいというふうに思っておりますので、当面はタクシー会社さんのほうに委託するという考えは現在持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 予約制の乗り合いのタクシーはなかなか難しいようですけれども、現在まで行われた巡回バスの利用者の状況から、ある程度の人数とそのコース、大体固まっているのではないかなという感じもしないですかね。曜日によってほぼ利用する人数は決まっていますので、ですからそういう人たちを前もって予約してタクシーのような形でできないものかどうか。大体行く場所とか人数というのはほぼ決まっているのではないかなというふうな予想をするんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまの再々質問でございますが、まさにおっしゃるとおりでございます。最初のご答弁で申し上げましたとおり、その乗降が特段多いというもので駅ですとか新生病院さんですとかツルヤ前ですとかということがございます。そうした中で、今行っている巡回バスについては、これは今まで行ってきた巡回事業の中からこのコースが一番その利用が多かったということから行ったんですけれども、とはいえ、やはり総体的にはそれほどの利用にはつながらなかったということで、今後のことについては先ほど中條から申し上げたとおりであります。

そうした中で、ただいまのご質問でありますけれども、まさにご指摘のとおりでありまして、特に今現在、課題として住民の皆さんからご要望をいただいているものが、町の中心部にこれまでありましたスーパーの閉店に伴いまして、やはりその近隣の皆さんの買い物に不便であると。この買い物については、町がそもそも公共交通を行う当初からこの買い物弱者といえますか、そういった方への支援というのを含めてこの事業を行ったらどうかというご提案をいただいております、当然それも含めて行ってきたわけでありまして、

そうしたことから、実際に今この目の前にあるこの課題、これはやはり解決はしていく必要があるだろうということで、これも先ごろ開催しました公共交通会議におきまして、今後、今現在町が社会福祉協議会に委託し実施しております福祉バス事業というものがございます。これは、ご自身で歩行が困難な方ですとか介助が必要な方、こうした方の入院入所あるいはその際のちょっとした買い物ということについて、国に登録し、運行を行っているものがありますが、この事業の中に、今例えば申し上げたような方に準じる方を対象として、また、そのエリアも絞らせていただく中で買い物支援、バスの運行を行いたいということで予定をしておりますので、ただいまのご質問についてはそこに特化して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 12番、渡辺建次議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（関谷明生君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

12番、渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移らせていただきます。

健康長寿の町を目指して。

健康で長生きをすること、これは誰もが抱く願望と言っていいと思います。そのためにはどのような生活を送ればよいのか、明確な答えは出ていませんが、1つの権威ある参考例として、ロシアのノーベル賞学者、メチニコフ氏の調査研究によれば、長寿地域の共通点は以下の4点であったということです。

1つ、1,000メートルから2,000メートルの高地での生活、2つ目、質素な食事とヨーグルトの常食、3つ目、よく歩くこと、4つ目、年配者への尊敬の念。①の高地の生活は、気圧や清浄な空気、自然環境等々だと思いますが、これは努力のなしようもないところで対象から外さざるを得ないと思います。④の年配者への尊敬の念については、環境は満たされていると言ってよいのではないのでしょうか。議場内の年配者の元気な笑顔を見れば、一目瞭然です。以上の点からして、健康長寿のためにはそれなりの食事と歩くことに代表される適度な運動が必要だと結論づけられます。私自身、理にかなったものと考えます。新聞報道によりますと、最近運動をしない子供が増加しているとのこと、幼いころから運動習慣を身につけたり、あるいは運動に興味を持つことが心身ともに健康な人生を送る上で重要だと思われます。

そこで質問ですが、1つ、小・中学生の運動部やスポーツクラブに所属していない男女別

割合。中学校における朝部活や社会体育の現状と平成26年度の予定はどうであるかと。朝部活や社会体育の存在が運動系部活に加入しない大きな要因だと思われるゆえの質問です。教育評論家で法政大学教授の尾木直樹氏は、次のように述べておられます。運動部に加入する子やスポーツが得意な子だけでなく、全ての子供が運動やスポーツが自分の心身の健康に必要であり、生活や人生を豊かにするものだと思えるように、地域や行政はもちろん、学校現場にも環境整備や支援、工夫が求められると、こうおっしゃっていますね。私も全く同感です。勝利を度外視した遊びのスポーツが手軽にできる環境があるのかどうか。小・中学生に運動の動機づけをする環境整備はできているのでしょうか。

次に、働き盛りの年代に適度な運動を促す対策について伺います。

信毎報道によりますと、県世論調査協会がまとめた県民意識調査で働き盛りの県民の運動不足の実態が浮かび上がったということです。30分以上の運動を週3回以上している県民は、60代以上で4割前後いる一方、30代から40代は1割台にとどまり、ほとんどしない人が過半数だということです。60代以上の運動頻度が高かったことについて、信大の能勢教授は、過去の保健師らの保健予防活動などの結果、健康のために運動する意識がこの世代に浸透していると推測されています。

平成26年度からの県の健康増進課の新設に対応して、町としてはどのような取り組みを考えておられるか。運動ボランティアの増員、その内容と活動状況。健康づくりに役立つメニューづくりということで、飲食店との連携、例えば減塩食や野菜多めのメニューの提供、トランス脂肪酸やカフェイン等に配慮した食品の品ぞろえなど、ちなみにトランス脂肪酸はマーガリンや調理油、洋菓子などに含まれ、心筋梗塞などの危険を高めるとされているもので、一部の国では使用量を制限しているとのこと。去年の11月には、アメリカ食品医薬品局FDAが使用を段階的に制限すると発表したとのこと。また、カフェインについては、視覚と記憶分子に害を与えるとされ、アルツハイマーの原因ともされています。アメリカなど海外の多くの国ではその危険性が広く認知され、コーヒーを注文するとカフェイン抜き可否を確認されるとのことです。全町民の健康長寿の達成に向けて、町として何かアピールするお考えはないのでしょうか。

では、答弁を伺います。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまのご質問でございます。

まず、小・中学生の運動部やスポーツクラブに所属していない男女別ということでありますが、小布施中学校生徒の運動クラブに加入していない生徒につきましては、男子が177名中18名ということで10.2%、女子が163名中57名ということで35%です。それから、小学校では運動部としての活動がありませんので、町のスポーツ少年団として少年団に加入していない児童数ということで、割合が男子が43%、女子は47%であります。

それから、中学校で朝練習の部活を行っているのは8クラブです。活動時間はいずれも30分間で、開始時間はおおむね7時半から8時には終了しております。

それから、社会体育の現状であります。クラブ活動に引き続いて社会体育として行っているのは9つのクラブになります。このうち、通年で社会体育を行うのが男子バレー、女子バレー、バドミントンの3つ、それから冬のみ行うのが男女のバスケ、男女のテニス、卓球、サッカーになります。それから、大会があります10月に陸上部として1クラブが活動を行っております。

それから、新年度の進め方ですが、県教育委員会では、この2月に長野県中学生期のスポーツ活動指針を示しました。この指針に、新たに平日の総活動時間は2時間程度とし、長くとも3時間以内とする。それから、放課後の活動時間の確保に努め、朝の運動部活動を原則として行わない、ただし状況により行うことも考えられるという内容が示されております。中学校では、スポーツ推進員や外部指導者、学校評議員、町の体育協会あるいは町職員らとともに部活動社会体育運営委員会を組織しております。この組織の中で、過日、指針についての話し合いを行っております。生徒の希望や保護者の考え、学校の方針など、今後議論を尽くして中学校としての進め方を考えるとしております。

それから、動機づけでありますけれども、小・中学校において保健体育を初め学校教育全体を通して運動の意義や健康の大切さを学び、また、日常的に運動的に親しむよう指導しております。そうしたことが、児童・生徒の運動に取り組む動機づけにつながるものと捉えております。そのために、施設の整備や指導者の研修、派遣や助成、小山田杯やキンボール大会の開催など、子供のころから運動が行える場の提供づくりを行っておるところです。

続いて、働き盛りに適度な運動を促す対策ということでございます。先ほど小林議員のご質問にもご答弁申し上げたとおり、現在ウォーキングを軸とした健康づくりを進めております。特に、働き盛りの方の病気は経済的にもまた社会に与える影響なども大きいことから、積極的に健康づくりや各種疾病等予防の強化に取り組んでいます。これを広める上で大切なこととしまして、ご自身が健康に対する意識を常に持っていただくことにあります。こうし

た意識づけをきちんと持っていただくよう、昨年度より保健師がじかにお話をさせていただく場として訪問活動を積極的に取り入れております。対象となる年代全ての方に呼びかけることは、これはなかなか難しいものがありますが、当面早急な生活習慣の見直しが必要な方を重点に進めておるところでございます。

それから、県との連携ということで、特に運動ボランティア、飲食店との連携であります。長野県が県民の皆さんを対象とした健康づくり活動を行う上で、事業の着実な推進に向けた組織再編あるいは事業展開は、これは必要であります。町でも協力できることがあれば積極的にボランティア育成、あるいは飲食店などへの事業PRも行うことになるかと思えます。

しかし、こうした取り組み以上に町として行えることを実施することが大切と捉えております。町では、先ほども述べましたが、地域の特性を考慮しまして高山村とも共同したウォーキング事業を進めております。この事業における町の大きな役割として、みずからウォーキングに取り組まれる方の育成、拡大があります。そして、こうした皆さんの活動を健康づくり効果として広くお知らせすることも、これは県が目指す効果と同様の成果が得られるものと考えております。

それから、食塩控えめ、野菜たっぷりメニューなどの提供店舗の実施ということにつきましても、そうした活動に賛同いただける飲食店や宿泊施設の皆さんの確保など、町として行える協力は実施してまいりたいと考えております。と同時に、町としても食の面から捉えた町民の皆さんの健康づくりを進めております。これも、直接町民の皆さんとお会いし、お話しさせていただくことで、まずはその方の日常生活におきます食習慣の見直しをお願いしていくことが町としての大きな役割と認識してございます。こうした町独自の活動と県の活動とが目指す方向は同一でございます。県内それぞれの市町村が地域の特性を生かした取り組みを進めております。こうした市町村の取り組みを補完する作業あるいは全県下統一的行う必要がある事項については、県の広域性を活用した事業推進が必要となっております。こうした県の事業を活用しながら、町における独自の健康づくり事業の推進が大切と捉えて進めておるところです。

それから、最後にアピールはということですが、健康長寿のまちづくりを目指す上で、研究所事業やウォーキング事業を積極的に現在進めております。そうした中で、町民の皆さんにぜひご参加やご協力をお願いするということになろうかと思います。そうした機会がございます。こうした機会を捉えて実施の目的をきちんとお伝えさせていただくことが、

健康長寿の意味とその大切さの周知につながるものと思ひまして、こうした機会を捉えてアピールとしてもぜひ情報発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは二、三再質問させていただきますが、まず1つ目ですが、保健師さんの訪問、これが非常に大きな働きをしていると私も思いますけれども、具体的にもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと前に戻りますけれども、運動しない子供たち、特に女子が多いわけですが、女子が運動に気を向けるというような方策、何らかの対策を持てないかどうか。女子特有の見方というんですか考え方で、例えば運動することによってすばらしい体形になるとか、そんなような魅力的な訴え方をすることによって女子が入ってくると、そんなようなお話もあるわけですが。あるいは、勝利にこだわらない、楽しめる、あるいは好きなとか、そんなような遊びとスポーツとまざったような、そんなものが何かできないものかと、考えられないかどうかということです。

それから、3点目として飲食店の連携ということで、そのあたりをもう少し具体的にお話ししたいと思います。

○議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 女子の小学生、中学生、それぞれ先ほど運動クラブに加入していない者の率を挙げたわけでございます。女子については運動部に加入する者は少ないと、少ないといいますが、パーセントのところで言いますと女子は中学生のところでは35%が運動部に加入していないということで、男子は10%ということで、非常に運動部に大勢参加をしている、女子に参加をすることについてということでありますので、教育長のところで答えさせていただきます。

部活動という点につきましては、男子は運動部が非常に盛んで、一方女子のほうは文化系クラブに活動しているものが大変多うございまして、そんな点で確かに運動部に加入する者は男子に比べれば少ないんですが、文化部の中で活動しているところがございます。

それから、また全体の中で運動の大切なこと、運動の意義、それから日常的なところは体育の授業を通して、保健体育含めてそういうところを進めております。そうして健康に十分配慮して体をつくるということは全体の中で進めております。ただ、女子についてはそういう点で少ないんですが、学校とも連携しながら女子の参加についても促していきたい

と、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） 保健師の家庭訪問について具体的にということですが、こちらにつきましては限られた保健師が積極的に家庭訪問を行える体制づくりということで昨年度より取り組んでおります。その中で、まずは特に対象の方を定めて、その方にまずは呼びかけていくんだと、今そういう体の状態にある方に積極的にお呼びかけをさせていただいておるということで、具体的には町が行います特定健診、こちらの健診結果から、今この段階でその方の生活習慣を変えていただくことによって、将来的にも今と同様の健康状態が維持できそうですよという方を今現在重点的に昨年度ピックアップしまして回っておるということでございます。

あわせて、それ以外にも保健師活動の中で、例えば新しく赤ちゃんがお生まれになったとか、それから高齢ゆえに介護保険のご相談が寄せられるとか、そうしたケースもございます。そのようないろいろなケースを捉えて、その家庭に直接伺いまして、それで、その対象となった方だけの相談に答えるということではなく、その家庭全てを捉えて総体的な食生活ですとか生活習慣ですとか、そういったことについても言及させていただいている、相談に乗らせていただいております。

ちょっと、すみません、件数について今手元になくて、申しわけございませんが答弁は省略させていただきます。

それから、最後の飲食店との連携の具体的な取り組みということでございますが、特段、今、町と県がこれを連携しまして具体的に何か動いておるといことはありません。この事業につきましては、県の信州・食の健康応援店に登録しませんかという、それぞれ県内の飲食店、それから宿泊施設の皆さんに県がお呼びかけをしておるという中で、町としても先ほど申し上げました町民の皆さんの健康を図る上で必要な食習慣の見直しに協力いただけるお店があれば、ぜひそれはそのお店の中で登録をしていただければとよろしいのではないかなというふうに思っております。

それと、もう一つ、この飲食に関しましては大きな意味で町の大きな魅力づくりにもこれはつながるものでございます。そうした上で、健康づくり、小布施町における食が健康づくりに果たす、ひいてはそれが新しい町の魅力につなげていくんだということも町としては目標の大きなものとして掲げてございますので、今現在具体的に町として、これを積極的に何

かしているかということはございませんが、やはり今後健康づくり全般を進めていく上では非常に大きなものというふうに捉えておりますので、今後の中で連携できるものは連携をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほどお願いします。

女子の運動ということですが、体育、保健等で指導されているとおっしゃいましたが、体育は体育でそれ以外なんですね。それ以外で、何か興味を持って気軽に体を動かせるような場という、そういうものを、今はなくてもこれから考えていかれるのかどうか。

それから、2点目として、保健師さんが訪ねる対象が特定健診を受けた人ということでピックアップされるみたいですが、では、健診を受けない人というのはなかなか難しいということでしょうか。

○議長（関谷明生君） 竹内教育長。

○教育長（竹内 隆君） 女子の運動部の加入にかかわって、さらにまた別の考え方、進め方などについてのお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げましたが、部活動という点では女子のところは運動部よりも文化部に加入するものが多いというところが1つ運動部に加入するメンバーが少ないというようになるところになるかと思えます。しかし、今、議員のお話の運動にかかわることは大切なことでありまして、中学校では全体の中で部活動への加入の促進あるいは体力テストをやっております、その体力テストの結果を見ながら、特にまたそういう状況を見て、必要な生徒には運動部含めて体力を高める指導をしていると。あるいはまた、運動の楽しさを実感できるようないろいろな授業の工夫をしながら、男子もそうなんですけれども、運動にかかわっていくように進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） 未受診者の方への健康相談ということでありますが、こちらにつきましては逆に未受診であるがゆえに保健師が受診勧奨を行えるという、未受診の方も町の中で抽出ができますので、現在、その未受診の方にはぜひ健診を受けて、現在のご自身の体の状況を把握していただきたいということで受診の呼びかけはしてございます。

そうした中で、受診につながった際に、その方が健康であればそのことを維持していただきたいという旨、それから少しでも習慣を少し変えたほうがよろしいですかねという方につ

いて、先ほど申し上げた保健指導といいますか、ご相談のほうにつなげておるということでもありますので、ちょっと限られた人数の中でなかなか全部というのは難しいところがあるんですけども、未受診の方には受診勧奨という部分でのご相談といいますか、呼びかけを行っておるところでございます。

以上です。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移らせていただきます。

歩行者の安全な道路横断ということです。

最近、歩行者の交通事故が増加しているように見受けられます。子供たちや高齢者への安全対策が今まで以上に必要になってきているのではないかと思います。道路横断における幼保園児や小・中学生への指導と現状はどのようになっているのでしょうか。自治会によっては、ボランティアの方が早朝、横断歩道に立っておられますし、同様なことは安協によって全町で月3回ほどなされていますが、それ以外は特に何もないようです。

ドライバーから見て、横断歩道がわかりづらかったり、横断者の存在確認が困難である、すなわち横断意思の不明や日没前後の視認の困難さ等が事故を誘発する確率を高めているようです。改善策を伺います。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

〔地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇〕

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） ただいまの歩行者の安全な道路横断につきまして、私のほうよりお答えを申し上げます。

町では、町交通安全協会や地域の皆さんなどのご協力のいただきながら、交通事故のない安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。交通安全施設の整備はもちろんですが、交通弱者と言われるお年寄りや子供たちの対策として、交通安全運動中には高齢者宅訪問を実施し交通安全を呼びかけており、本年度は子供たちの通学路のカラー舗装化を実施をしているところです。

1点目の道路横断における幼保園児や小・中学生への指導と現況というご質問ですが、子供たちが交通ルールを守って安全に登下校等ができるよう、学校や園、町ではPTAなど保護者との連携や町交通安全協会、地域の見守り隊などの地域活動など、多くの皆様のご協力を得ながら推進をしているところであります。学校等での指導内容につきましては、具体例を挙げますと、小学校では登下校に際しては年度初めは集団登校と集団下校の期間を設け

実施をし、また、各学期の初めにも集団登校を行っています。また、1年生から3年生は毎日学年ごとに集団下校をしており、安全な登下校や通学路の確認を行っています。

交通安全教室は年2回実施をし、学年に合わせて正しい歩行の仕方や自転車の安全な乗り方、ビデオ等の視聴による安全教育等を行っており、各学級でも日常的に安全指導を行っています。また、各学期の初めには街頭指導期間を設け、PTA、交通安全指導部と協力して重点的に指導を行っています。

中学校では、教員が順番で横断歩道に立ち指導を行っており、毎年春には交通安全教室を実施するとともに、業者に依頼し自転車点検を行っています。また、自転車走行などについて、須坂警察署員から講義をいただいております。

幼稚園、保育園では、親子対象の交通安全教室を5月には町交通安全協会と小布施町交番所長の指導のもと、7月には交通安全教育支援センターの職員と小布施町交番所長の指導のもと開催をしています。また、3月には5歳児を対象として小学校入学前の交通安全学習を実施をしています。このほか、日常の園外保育などで道路の歩行や横断方法、信号の見方などを学んでいます。こうしたきめ細かな指導により、子供たちは決まりを守って安全に通学しているものと思っています。

そうした中で、例えば帰宅後の遊びの中で不適切な自転車の乗り方や横断、遊びなどがあることがわかったときは、その時点で全校指導を行っています。今後も、関係の皆さんと連携しながら、交通教育に努めてまいります。

2点目の横断歩道での事故防止対策についてです。議員ご指摘のとおり、薄暮時、夕方の暗くなり出した時期は、運転者にとって特に歩行者などが見えづらい時間帯で、夜にかけて歩行者の発見がおくれたりするためによる事故も発生しています。この対策としましては、運転者は早目にライトを点灯させる、歩行者も反射材等を身につけ十分に安全確認をして横断することが必要です。

また、横断意思の不明による事故というお話もありましたが、運転者のマナーとして横断歩道付近に歩行者がいる場合は徐行が原則と考えております。これらのことを交通安全運動中はもちろんですが、それ以外でも同報無線などを通じてお知らせをしております。

横断歩道の設置箇所を運転者に知らせる方法として、信号機のないところに設置されている横断歩道につきましては、横断歩道の手前から路面標示や標識で注意を促しています。これは公安委員会が設置するもので、路面標示につきましては横断歩道の手前30メートルの場所からダイヤモンドを通常2カ所設置をしています。また、横断歩道の標識を横断歩道手前

の停止線手前に設置をし、周知をしているところでございます。

また、年に一度、薄れている横断歩道等につきましては、町の安協の担当のほうで現地等を確認をしまして、警察のほうに引き直しの依頼等を行っているところでございます。

いずれにしましても、事故をなくすためには、運転者も歩行者もお互いの気持ちになり十分に安全確認をすることが最も重要なことだと思っております。今後とも機会を捉えて、安全運転の呼びかけをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 2点ほど再質問しますので、まず1つは、子供たちが横断歩道を渡るに当たって意思表示をするために、いわゆる手を挙げて左右を見るとかという、そのような指導はされているのかどうか。余り、手を挙げて渡るといふ子供たちの姿は見えないものですね、そのあたりどうであるのかと。

それから、横断歩道そのものの確認のため表示灯というんですか、これは30メートル手前とか何メートル手前とありますけれども、手前ではなくて、その横断歩道そのものがわかるような設備、自治体によってはやっているところがあるみたいですが、あるいは横断の旗ですか、そういうのを設置したりもしているところもあるみたいです。もちろんそれが全ていいというわけでありませんが、要するに横断がはっきりわかるという意味ではドライバーにだけ頼っていては何か不安な面があるような感じがするんです。横断するほうも明確にその意思をはっきりさせるというのも大事なかなと思うんで、一つの考え方ですか、提案ですが、そのあたりいかがでしょう。

○議長（関谷明生君） 畔上リーダー。

○地域創生部門グループリーダー（畔上敏春君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の子供たちに手を挙げて横断歩道を渡る指導をしているかというご質問でございますが、これにつきましては毎年行っています交通安全教室、その中で現地のほうに赴いて手を挙げて渡る指導、また、グラウンドに白線等を引いた中での横断練習等では徹底を図っているところでございます。

2点目の横断歩道そのものがわかりやすくということでございますが、1点とすればカラー、目立つ色で引くという方法もあるかと思えます。その点につきましては、今後警察、公安委員会のほうと協議をする中で検討していきたいかと思っております。

また、横断する際の旗の設置につきましても、現在、数カ所町内でも設置をしてある場所がございます。これらにつきましては、学校等の点検の際に話の出たところ等につきまして設置をしておりますので、また、年度が変わった段階で学校PTAのほうと打ち合わせをする中で、要望がある箇所につきましては検討をして設置をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関谷明生君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関谷明生君） 続いて、14番、小林正子議員。

〔14番 小林正子君登壇〕

○14番（小林正子君） 通告に基づいて3点質問してまいります。

まず1点目の介護保険制度について質問します。

昨年5月、NHKニュースで、介護保険の要支援見直し検討を始める、要支援と認定された高齢者向けサービスについて介護保険から切り離して市町村の事業として提供することも含めて見直しに向けた検討を始めたと報道されて以来、介護保険改悪に関する動きは急でした。政府は、1月から始まった通常国会に法案提出し、2014年前半に介護保険法改正を成立させて、全国の自治体の介護保険事業計画第6期を迎える2015年4月から制度改正を施行しようとしています。町も、第6期の介護保険事業計画を策定していると思いますが、法改正の問題点をどう考えていますか、問題点について具体的に質問してまいります。

まず、介護保険料改定による町民の負担増についてお伺いします。

2月19日付の信濃毎日新聞によりますと、5期では全国平均で1人当たり月額4,972円でしたが、第6期では月額が5,000円を超える可能性が高いと報道されています。現在の小布施町の基準額は年間5万500円で月額4,208円でしたが、この保険料は改定により今後どうなりますか。町民の負担増の程度についてお答えください。

現状でも、介護保険料は高い、高いとよくお聞きします。特に、年金から天引きされるので、払っているというよりも取られていると感じられている方が多いようです。また、保険はちゃんちゃんと取られ続けるのに、何のサービスもされないとおっしゃる方も多いのです。今回の改定の中で、低所得者軽減強化が挙げられていますが、町はこれについてどうお考え

ですか。介護保険支払準備基金5,647万円を取り崩して保険料の引き下げをするべきと思いますが、町としての具体的な軽減措置をお答えください。

次に、要支援1、2の利用者のサービスを市町村に移行、丸投げしようとしていることに関してであります。これは、介護保険制度の約束違反ではないかと考えますが、町はどうお考えでしょうか。

介護保険法第1条の目的は、老化のために心身が衰えて要介護状態となった人が尊厳が保たれ、その人の能力に応じた自立した生活を営むことができるよう必要なサービスを保険で給付するとしています。ところが、今回の法改正の案では、要支援の人は訪問介護、通所介護も介護保険制度では受けられなくするというものです。保険料は支払い、介護認定を得て介護保険サービスを受ける、これが介護保険制度の権利であります。サービスが保障されないのでは社会保障制度の原理を逸脱するものであります。保険から外して市町村の地域支援事業に移行するというのですが、保険給付であれば認定を受けた人には受給権があるので、サービスの利用が予算を超えても打ち切ることはいかならないはず。国・県・町は給付する義務があります。保険給付と事業は全く違います。事業は、単なる予算にすぎず、予算が切れたらサービスを打ち切ることにも可能です。元厚労省の幹部は、保険給付の受給権を放逐し事業に変えるというのは保険としては考えられない、約束違反ですと話されています。私も全く同じ考えです。

お聞きしますが、要支援の方の介護を市町村に委ねられた場合、町の新たな負担はいかほどになるでしょうか。町は、国に対して介護保険制度の約束違反になるので要支援認定者の介護保険外しはやめるべきとの意見を発信すべきと思いますが、ご答弁ください。

3つ目に、利用料についてですが、一定以上の収入のある人は現行利用料1割負担を2割にするとしていますが、町の第6期計画では利用料についてもこの考えが反映されるのかどうか、ご答弁ください。

4つ目として、入所施設についてですが、現要介護3より低い認定者は入所できないとされます。現在、小布施町には5名の方が該当すると聞いていますが、これは該当の方々には大変困ったことであります。また、今後新規に入れなくなるとの影響はどう考えていますか。特養などの待機者が出ないよう施設の拡充が求められていたにもかかわらず、逆に入所制限で締め出すなどもってのほかと怒りの声を国に上げてほしいのですが、どう考えていますか。また、町の第6期計画にどう反映されるのか、ご答弁ください。

最後に、全国の地方自治体や介護事業者から今回の法改正については反対や問題点指摘が

多数政府に寄せられていると報じられています。私は、9月会議でも介護保険制度の問題点を指摘し、町として政府に意見具申するよう求めましたが、小布施町はどのような発信をしたのか、ご答弁ください。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

〔健康福祉部門総括参事 竹内節夫君登壇〕

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） ただいまのご質問でございます。9月会議でも同様のご質問をいただいておりますわけですが、ちょっと重複するところもありますが、ご答弁させていただきます。

今後の社会保障制度のあり方につきましては、これからの超高齢・少子化社会にあって、持続可能な社会保障制度でなければならないということがあります。このため、給付と負担のあり方について、国民全体で考えた結果として昨年8月に示されました社会保障制度改革国民会議による確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋として報告がされております。この報告を受け、国における法改正が進められ、介護保険制度に関して昨年9月には大筋としての道筋が示されました。その後、11月27日に開催されました国の社会保障審議会介護保険部会によりまして、介護保険制度の見直しに関する意見、これは素案でございますが、これが大筋部会の了承を得ておることに伴いまして、ある程度ご指摘のあった第6期計画に反映させるべき方向性といったものが見えてきております。

この国の方向性をもとに町の計画に反映させる必要があります。このため、この国民合意を尊重した介護保険計画策定を行うこと、それから町内で利用される皆さんが真に求めるサービスの提供、これが適切に行えることが町としては大切と捉えており、こうした観点から個々のご質問にお答えさせていただきます。

まず、保険料基準額の引き上げ、それから軽減措置はということでございますが、現在、第5期計画に基づく保険事業運営を行っております。それで、この3カ年におきます保険給付費につきましては、ほぼ計画に見込んだ数値で推移しておりまして、すみません、第4期計画ですね、現在の第5期計画の前の計画に比較し、事業3カ年、第5期3カ年総枠で見込みました113.4%、これが第5期計画総枠で第4期対比で見込んだ上昇率でございますが、これに近い上昇率、あるいはそれを若干上回る上昇率になると予測しております。

第6期計画の対象年、これが平成27から29年度の3カ年に関しましては、高齢化率が小布施では31%台から33%台に推移するということを予測しております。介護保険対象者の増加を見込まざるを得ない状況でございます。そうしたことから、第5期計画に比べまして

給付費が上昇する可能性が高く、その上昇幅を補うためには保険料負担の引き上げは必要になってしまうと予測しているところでございます。

基準額が4,208円、これが幾らになるのかということにつきましては、今後必要なサービスの全量、それから第6期計画での人員の推移とか、そういったものを出しまして、出すという今後具体的な作業に入っていきます。現時点では、幾らになるかということは不明ですが、あくまでも、これは第5期でも行ったことですので、その増加分のみを賄う引き上げ幅にとどめること、それから、ご指摘のありました基金の活用、あるいは第5期から導入しております保険料負担につきまして傾斜配分方式を継続させていただきまして、低所得の方の負担軽減、これは引き続き図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、要支援1、2の方のサービスの町単独化にどう対処するかということですが、これも9月会議の際にもお答えしましたとおり、この介護の要支援に位置づけられます皆さんにありましては、生活支援、この需要が高いということでございます。そうしたことから、多様な生活支援サービスといったものが求められております。このため、国では多種多様な事業主体による重層的なサービスが地域で提供される仕組みづくりと、これが必要とされたことによるものであり、これについては異議を唱えるものではございません。

しかし、そのために保険給付により賄っていた事業財源、これが全て地域といいますか市町村に単独負担となってしまった場合には、事業の維持すら行えなくなることも指摘が確かにございました。このため、国では第6期事業計画年度内、平成27年度から29年度は予防給付サービスのうち、訪問介護それから通所介護、こちらにつきましては現在も行われております地域支援事業という国の補助事業枠に移行することで介護保険部会の了承が得られております。これ以外に、用具貸与ですとか、そういったものについては、これは市町村が単独で行うことにはなじまないのではないかとということで、こちらについては引き続き保険給付事業として進められるというふうにも聞いております。

このように事業財源に関しては、当面国・県補助は見込めますけれども、平成29年度末までにはこの2つの事業についても全て単独化事業が図られるという見込みをしております。このため、いずれ町の単独事業にはなりますが、大切なことは利用される方の負担増を極力抑え、地域において提供できる予防サービスを提供していけるかにあるかと考えております。

この中で、地域支援事業全体の量の中で町の負担がどれだけになるのかということでございますが、これはほかにも行います地域支援事業のサービス、これらの総量の中で町の負担といったものがそれぞれのサービスごとに決まってくるので、今現在ではどれだけふえる

かということは想定はできておりません。

そうしたことから、第6期介護計画策定懇話会におきまして、この事業に係る今後のサービスの内容、それから利用者の負担、こういったものについては検討し、適切なサービスが、特に予防というものに重点を置いたサービスが提供できるように計画の構築をしてまいりたいと考えております。

それから、一定所得以上の方の負担割合の変更についてでございますが、この問題に関しましては、さきの国の部会では、介護保険制度の見直しに関する意見の素案の中に、高額の方の負担割合を引き上げたらどうかという方向性が示されただけであり、実施に関する議論はまだ始まっておりません。今後、与党などの意見も踏まえて一定所得以上を具体化するとは聞いておりますが、高所得の方にはそれなりの負担をお願いするという、これは国民議論の結果は尊重すべきではないかと感じております。

それから、施設入所について町の計画でございますが、これからの社会にあっては在宅できる方は最後まで在宅で暮らすことのできる地域社会づくりが求められております。国の統計になりますが、現在でも重度者の優先入所は図られており、要介護度3以上の方の入所割合、これは国におけます平成23年度時点の数値ですが88%と言われております。町の実態でも、昨年8月1日現在、特養入所者39名のうち要介護度2以下での入所は2名となっておりまして、5%ほどの入所割合となっております。要介護度2以下で入所されている方については、その要件が引き上げといいますか、3という線が引かれたとしても継続して入所は行えると伺っております。在宅介護を進める中で、どうしても入所が必要な方を優先させるためにはやむを得ないところもあるかと考えております。

それから、町での法改正に対する情報発信ということですが、持続可能な社会保障制度の構築に向けた改正であり、現時点では特段の発信はしてございません。今後、法改正などを見まして、より詳細な制度設計が図られる中で、地方といいますか、町保険者としてどうしても受け入れがたい事項が生じた場合には、しかるべき発信は行うことはあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 再質問させていただきます。

まず、介護保険料につきましてですけれども、先ほど私は介護保険支払準備基金の5,647万円を取り崩して保険料の引き下げをするべきということを申し上げましたが、その点につ

いての答弁がありませんでしたので、その答弁をお願いします。

それと、もう1点ですが、国のほうでは最近の情報でいきますと低所得者軽減ということ強化するというようなことが今言われていまして、その点で小布施町も前回第5期計画の中でも第1、第2段階の方たちは国の示した0.5というのを0.48に引き下げていくとか、そういうことはされていたんですけれども、今回は第1段階、第2段階を0.3まで下げてもいいようなことも言われていますね。そういう点で、今後、低所得者対策としてのどういうふうにやっていくのかという点で、お答え願いたいと思います。

それと、介護保険の要支援の訪問介護とか通所介護が市町村に移行された場合どうするかという点では、中央社会保障推進協議会が調査をした結果なんですけれども、3割を超える地方自治体から不可能という回答が出ているというようなこともありまして、そういう点では先ほど財政的には補助事業としてやってくるというようなことですが、補助事業というのはかなり不安定な事業になってくると思うんですね。そういう点で、町としては本当にこの75名の方、今介護保険の要支援1、2で予防給付を受けられている方々への対策というのは本当にどのように考えているのか、その辺のところで再度答弁ください。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） まず、1点目の基金を取り崩して保険料の引き下げを図ったらどうかというご質問でございますが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、現時点ではこの第5期に比較して第6期におきますサービスに係る給付費も増加するという見込みを持っております。その中で、基金につきましても実はこれまで第4期、第5期と一定額を取り崩させていただいて、それで極力納税される方の負担緩和といったものに充てさせてきていただいております。それで、基本的な考え方としましては、その方向で第6期も進めたいというものであります。

あと、その基金を残りがある中でどれだけ取り崩すかということになろうかと思いますが、現時点ではやはりこの介護保険はこれからも続くであろうし、なお、2025年問題ですとか、そういったことを見据えますと、第7期におきます貴重な財源としてこれはやはりある程度は引き継ぐ必要性はあるのではないかなというふうにも推測してございます。そのような中で、基準額、これは全体の給付サービスが出てこれだけの引き上げ幅になるというものが出ないとなかなか基準額の確定といったものがないわけなんですけれども、現時点ではそういうたことを総合して予測しますと、引き下げというものはなかなか難しいというふうになんか考えておるところでございます。

それから、保険料の段階的な見直し、より細分化をして低所得の方の負担軽減を図られたらどうかということでございますが、これはただいま申し上げたことにもつながってくる部分がございますけれども、ただ、余りいたずらに細分化するのも果たしていかなものかということもございます。特に、町では昨年度7から10でしたか、かなり細分化をしてございます。そういう中で、原則としては納税される皆さんにもわかりやすい部分も大切になってくるかと捉えておりますので、基本的には今現行の中で試算をさせていただきたいと。その中で、必要性があれば、改めてまた懇話会の中でこれは検討することになるかと考えております。

それから、要支援1、2の方がいずれ町単独事業化になったときの町の対処ということでありますが、これはまさにおっしゃるとおりでございまして、町でも大きな問題として捉えてございます。ただ、第6期においては特に大きな割合を占める訪問と通所が補助事業枠に移行したことによりまして、ある程度の公費負担というものは見込んでおるわけですが、これも第6期の終了年には終了してしまうということも伺っております。そうした中で、これからご高齢の皆さんがふえてくる中で、やはり大切なことは、これは健康づくりにもつながることですけれども、あくまでも最後までご自身で自立した生活が営める方をいかに多く、そういった取り組みをしていくかということに尽きると思います。

そうした中で、今これから特に健康づくり、それから介護予防も含めて重点的な施策として取り組んでまいりたいということ。それから、とはいえ、どうしてもある程度レベルが下がるといいますか、支援も軽度生活援助も必要になる方も当然に出てくることは予測しております。そうした方につきましては、極力現行行っております訪問ですとか通所サービス、これを継続していきたいというのは今現在基本的に思っております。そうした中で、あとは例えば訪問でありましたら、今町内にあります社会福祉協議会、それからJAさんの中で行っていただいているんですけれども、もっと言いますと町でもいきいきサロンですとか、あるいはその前の段階でお茶のみサロン事業とか、そうしたことも行っておりまして、そういう事業枠の中で、要支援までいかない方も含めて、ご自身で自立した生活ができるような事業が構築できないかということにつきまして、これはこの第6期計画の策定懇話会に含めまして、その前段階からこの情報があるときから実は検討しておりまして、昨年度も町内の介護保険事業者の皆さんにも集まっておきまして、これからもこの問題については今後のまちづくりにおいてどのような仕組みが必要かということについて取り組まさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 介護保険支払準備基金の次の第7期に向けて高齢者がふえるのでというようなお話で、とっておきたいというようなことなんですけれども、介護保険法の中では、介護保険の給付の不足が生じた場合は県の財政安定化基金から貸し付けとか交付が受けられるというような制度があると思うんですね。そういう点で、町の基金は私は取り崩して保険料をなるべく抑えるということが大事なことだというふうに思っているんですけれども、その辺で再度お答えください。

○議長（関谷明生君） 竹内総括参事。

○健康福祉部門総括参事（竹内節夫君） 確かに制度的にはそうした取り組みが行えるということをお伺っております。しかし、大切なことは、これはもう町だけのことということではないと思うんですけれども、これから日本全国高齢化が進む中で、いかにして安定して、しかも持続可能な社会保障制度を維持できるかということに尽きるかと思います。そうした中で、ただいま議員が申されたような町基金を今全部つぎ込んで、なおかつ県から借り入れをして賄っていくんだと、確かに今現在の負担される皆さんにとっては負担軽減につながるのかと思いますけれども、結局その分、借り入れた部分につきましては将来世代に対する負担として残るのではないかなというふうに推測します。また、そうなったときに、これからの日本全体での人口構成を勘案しますと、将来の若い皆さんにより一層の負担がいつてしまうのではないかなということも懸念いたすところでございます。

そうしたことから、国としましても昨年度、国民の皆さんに寄っていただいて、この報告書といったものを作成したというふうに私は認識してございますので、1つの方法としては確かにご指摘いただいたことであろうかと思いますが、現時点では町としてはそのご指摘の部分については行う予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 2項目めに移ります。

巡回バスは地域の人々にとって必要になりつつある公共交通として本格運行を求めることについて質問します。

私が小布施町に転入してきました1970年ころには、バスが2路線運行していました。小布施から高山村の原宮までと中野駅から須坂駅までの2路線です。バスに乗って、乗り継いで、子供を連れて友達と一緒に山田牧場や温泉、また中野市営プールへと子供たちに楽しい

思い出をつくってあげることができました。また、私の友人は中野市の職場にバスで通勤していました。中野、須坂間のバス路線が廃止となり、20年間勤務した会社をやめざるを得なくなりました。さらにまた、都会から定年退職して小布施に越してこられた方々から、文化のまち小布施に憧れて、ついの住みかとして越してきたが、バスがなくて日常の生活品や食品を買いに行くことができない、こんな不便な町とは思わなかった、ぜひバスを走らせてとの要望が大分伺いました。

多くの方は運転免許を所持していますが、持っていない人もいます。特に、女性では多いのであります。お年寄り世帯では、おじいちゃんの運転に頼っている方も多く、この先、私一人になったら買い物にも行けないと不安の声を聞きます。

私は、町民が自由に安心・安全に移動できることは、1つの大事な権利である基本的人権として保障する観点からも巡回バスの本格運行を求めます。買い物難民など、問題は小布施町だけの問題ではなく、公共交通網をどう保障し、また維持していくかは地方自治体の大事な問題であり、かつまた難しい問題にもなっています。

こうしたことから、これを住民の権利の面から考えてみると、交通権と位置づけて日本国憲法第22条、居住・移転及び職業選択の自由、さらには第25条、生存権、ご存じのように、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。第13条の幸福追求権などに関する具体的権利として交通権は位置づけることができます。この交通権が保障されないと、基本的人権の保障は絵に描いた餅になってしまいます。国及び町は、住民が自由に安心・安全に移動できる権利である交通権を基本的人権として保障する責務があります。

町民に交通権を保障し、高齢者が気軽に外出し、健康増進になれば、町が負担する医療費負担が少なくなり、商業等も活発化します。これは、ヨーロッパではクロスセクターベネフィットと言われ、一見コストがかかって利益にならないことでも、それによって他部門で利益をもたらしているならば価値あることとして認める考え方というふうに私は理解しています。

また、単に高齢者のためだけでなく、若い人もいずれ巡回バスを利用するようになり、家族誰もが利用します。このことが、いつまでも住み続けられるまちづくりになります。巡回バスは、町民の交通権を保障する公共交通機関として大切なのであります。改めて、巡回バスの本格運行を求めますが、ご答弁ください。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

〔健康福祉部門グループリーダー 中條明則君登壇〕

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） それでは、私のほうから小林正子議員の質問についてご答弁を申し上げます。

巡回バスの本格運行をということでございます。平成22年6月から24年7月まで、対象者を高齢者あるいは歩行に障害を持つ方に限り9回にわたり実証運行を実施してまいりました。その結果、1便当たり平均乗車数は0.3から3.9人となり、総じてご利用いただけない状況が浮かびました。このため、対象者を限定せず、地域における交通空白の補完を目的に昨年1月から2月まで及び10月から本年3月末まで運行を行っていますが、1月時点における利用実績は1便平均2.93人であり、福祉目的に運行したときの平均に満たない状況です。

町としましても、巡回バスの利用率を上げるためにさまざまな手段を講じました。沿線自治会や駅前啓発など直接利用を訴えるとともに、利用された方へ特典を提供し、利用促進につなげられるよう、ルート沿線にある商店の皆さんの協力を得て1乗車無料クーポンの発行等を行ってきました。しかし、結果としては総じて低調な結果となってしまっています。

事業継続の1つの目安として、費用対効果面を見ると、全国で取り組む自治体の平均収支率の最多が20%前後であり、町では10%となっています。確かに、アンケート結果などからは将来的な公共交通の必要性はどなたもが感じていることはうかがえますが、実際に利用いただく方は限られ、現時点での必要性はないよりはあったほうがよい程度であると言わざるを得ません。今後は、手法を変えて行うことも一考とは思います。しかし、形を変えても利用される方は特定され、交通空白を補う利便性の確保にはつながらずに、再度同じ議論を行う可能性が否めません。

また、町では巡回事業のほかにタクシーチケット事業も実施しており、タクシーが利用できるから巡回バスは選択しないということも考えられます。こうしたことから、巡回バス運行事業に関しましては、今後の高齢社会にあって移動のしやすさを住みやすい町につなげるための仕組みとして、町民の皆さんに十分認知された上で実施する必要があります。そのためには、住民の皆さんご自身も自分が高齢になったときにどうしたら移動しやすさが確保されているかについて、今からともに検討をしていただくことが必要だと思います。新年度以降、まずは公共交通について皆で理解し、検討する場を設け、今後のあり方の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） ただいま、大変利用が少ないからというようなことで、これを一旦やめるというお話でしたけれども、10月1日から12月25日の37日間の利用状況につきまして、37日間ということなんですけれども、その中で乗車した人が1,619人、降車した人が1,065人ということで、これで計算しますと37日間で1,620人で計算しますと1日当たりが43人利用されているという計算になりますよね。そうすると、私はこの巡回バスについては利用があるように見えます。そういう点ではだんだんと、大雪が降った日なんですけれども、その日に町のバスが運行されていないという、お休みしますというようなこと、大雪のためにお休みしますというようなことが放送されまして、私も近所のおばあちゃんたちが買い物に行きたくて困るんだよな、バスがなくてとかというようなことで大変困っていらっしゃる方もいらっしゃいまして、本当にこのバスというのはお年寄りの方たちにとっては必要なバスになってきているんですね。

そういう点で、私はよく空気を走らせるようなもんじゃないか、もったいないというような声も聞くんですけれども、何言っているんだ、あんた自分で車運転できなくなったときどうやってやるんだってよく怒るんですけれども、それで現在でも交通というか足がない人にとっては大事な乗り物なんですね。そういう点ではぜひ続けてほしいというふうに思うんです。

それと、福祉タクシー券があるからおっしゃいます。75歳以上になるとタクシー券があるから、それを使ってもらえるからいいんじゃないかということをおっしゃいますけれども、福祉タクシー券というのは使える人というのは制限がされているんですね。誰もが75歳になったら使えるということはないんですね。つい最近でも、いろいろと体調に、体の中の故障が出てきて運転免許を取り上げられたということで、ぜひタクシー券を欲しいというような方が、大体男性の方は年金収入があるから町民税を払っていらっしゃる方が多いので、そういう方たちにはタクシー券は出ないんですね。そういう点で、本当に福祉タクシー券があるからバスはいいんじゃないかという点では、私はちょっと該当しないんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点で、再度巡回バスの必要性を私は訴えたいと思うので、答弁ください。

○議長（関谷明生君） 中條リーダー。

○健康福祉部門グループリーダー（中條明則君） では、小林議員の再質問にお答えします。

先ほど、渡辺議員の再質問にお答えしたところとちょっと重複する点があるんですけれど

も、確かに議員おっしゃるように利用についてはだんだんふえてきているということもあると思いますけれども、ただ、やはり全体的なバランスで見ますと、先ほど申し上げたように収支割合、対費用効果面というところがなかなかちょっと、これも乗車人数の余り伸びないということも当然一因としてあるんですけれども、そういった面でなかなか厳しいかなという面がございます。それで、小布施町の地域公共交通協議会等も諮りまして、そういった面、それから利用伸び悩みの面等々考慮いたしまして、このままちょっと継続していくのはなかなか難しいんじゃないかという結論をいただいたところでございます。

それで、すみません、タクシー券の関係につきましては、タクシー券があるからバスはいんだというようなふうに申し上げたつもりはなくて、やはりそのタクシー券があるからちょっとバスの利用が少しそちらのほうに回らないんじゃないかということを申し上げたつもりで、両方とも町としては重要な施策だというふうには考えております。

それで、一応今後、議員もおっしゃるように大変これからの移動支援というものについては本当に私どもも重要なことだというふうに考えておりますので、また、新年度以降早々にやはり住民の皆さんも交えた中で、小布施町全体の公共交通体系のあり方というのをぜひ検討させていただいて、積極的に前向きにちょっと検討させていただいて今後に備えていきたいというふうに考えておりますので、その辺ぜひご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 小林正子議員。

○14番（小林正子君） 3項目めの質問をいたします。

原発再稼働に反対し、町内放射線測定を継続することについて質問します。

3年前の3月11日午後2時46分ころ、3月会議で私たちは勉強会を3階の控室でやっていました。あの日に、その勉強中に東日本大震災が起きました。余りのすごさにみんなでびっくりした思いがあります。この大震災で亡くなられた方は1万5,882名、今も遺体が見つかっていない方2,668名、避難されている方は27万名、避難生活により亡くなられた震災関連死と言われる方たちは2,916名、大震災と津波、そして原発メルトダウンと爆発による放射能汚染です。

あれから3年、被災された方々の生活は、きずなとか支え合いなどのきれいな言葉では進み切れない深刻な状態であることをまず最初に申し上げておきたいと思います。小布施町は大震災支援に力を尽くしてきましたが、その継続を心から願うものであります。にもかかわらず、安倍内閣は原発を重要なベースロード電源と位置づけて原発の再稼働、輸出核燃料サ

イクル推進というエネルギー基本計画の政府案を2月25日に決めました。野田政権が2030年までに原発ゼロを目指すとした路線から決別し、この夏にも原発の再稼働を強行しようとしています。まるで3年前の福島原発事故がなかったかのような態度で、強い怒りを感じます。

原発事故から3年たった今も、14万人もの被災者が避難生活を余儀なくされています。いまだに高い放射線量でふるさとの地に帰還したくても戻れない状態であり、田村市など一部を除いては、この先の見通しさえわからないのであります。高濃度の放射能汚染水漏れが続く、事故の収束どころか危機的事態が続いています。人間の命と暮らしを犠牲にするような原発という電源を、国の基幹エネルギーに位置づけて推進するなどもってのほかです。

3月9日には、全国で党派を超えた原発ゼロ大統一行動が計画されています。そこでは、原発を、福島を忘れるなをスローガンの1つに掲げています。毎週金曜日の首相官邸前の反原発行動は90回に達し、長野市など県内でも粘り強く集会や脱原発パレードが継続されています。その結果、各種世論調査でも原発はなくせ、要らないの声は今や70%にまでなっております。

ところが、東京電力は、柏崎・刈羽原発の6号機、7号機の本年7月には再稼働したいとする新しい事業計画を策定しました。福島の事故原因さえ解明できていない東京電力、汚染水さえコントロールできないので海に流すしかないとしているお粗末で無責任な東京電力、自社の赤字を回避するために柏崎・刈羽の再稼働を目標として規制委員会に安全審査を申請したことは余りにも情けないことであります。新潟県の泉田知事が怒るのは当然のことです。新潟県は、柏崎・刈羽原発事故が発生した場合を想定し、住民避難の行動指針を公表しています。

原発は、稼働しなくても事故を起こすのです。捨て場がないので、内部にたくさんの使用済み核燃料をプールに浸して冷やし続けなければならないのであります。福島の第4号機は定期点検で停止中でしたが、全電源喪失でプールを冷却できなくなり爆発しました。私たちはたった3年前にあのような大惨事を起こしたことを忘れてはいけなし、今なお避難生活を強いられ、もとの生活に戻ることができないでいる人たちがいることを忘れてはいけなしなのであります。

松本市長の菅谷さんは、チェルノブイリ原発事故後、放射線被曝の検診と治療に現地で携わったことはご承知のとおりですが、27年たった今でも30キロメートルゾーンでは人が住むことができないと話されています。菅谷さんは、昨年5月に出された「原発事故と甲状腺

がん」という著書の中で、福島原発事故後2年で早くも原発安全神話復活、放射能は怖くないなど無関心が復活している日本の状態に怒り、これを日本人特有の難治性悪性反復性健忘症と断じておられます。私も全く同感であります。我が小布施町の町長におかれては、この難治性健忘症に侵されることなく原子力発電の再稼働に反対の意思を示してほしいと思いますが、ご答弁ください。

さて、小布施町は福島原発事故後、放射線測定器を独自に購入し、当初は8カ所、16ポイントで1週間ごと、昨年5月からは8カ所、8ポイント、現在は4カ所で定点測定を続けてきました。測定結果を広報で伝え、また、町のホームページに防災情報として掲載してきました。町民の安心・安全のためのこうした取り組みを高く評価するものであります。

この放射線測定を、放射線量が高くない、値に変化がないので停止したいとのことですが、私はぜひとも継続をすべきと求めます。小布施町は、福島原発の事故による放射能汚染を確実に受けました。それは、文部科学省による航空モニタリングの結果からも、町の放射線測定からも明確であります。低線量といえども、空間放射線量の値は現にそれを証明しています。セシウム134は半減期の2年を過ぎましたが、それでもセシウム137による空間放射線量は町による定点観測の各所で0.08マイクロシーベルト、0.09マイクロシーベルトなど測定されています。汚染が人体にすぐに影響のあるほどの値ではなかったのは幸いですが、注意すべきであることはもちろんであります。小布施の住民の、特に放射線の影響を受けやすい子供の安心と安全のために測定を継続していただきたいと思います。

私は、1月24日の日に町の放射線測定に同行させていただきました。最後の幼稚園の定点の測定が終わったときに、どこか希望する場所があったら測定しますよと係の方におっしゃっていただき、定点から5メートルばかり離れた幼稚園の雨水升をはかってもらいました。すると、そこは0.11マイクロシーベルト、1回目は0.11です。2回目は0.09マイクロシーベルト、3回目も0.09マイクロシーベルト、4回目が0.11マイクロシーベルトでした。5回目は0.10と、ともに高い値を示しています。

このように、この放射線測定は私は継続する必要があると思います。その1つには、福島原発、3年たっても忘れないためにもぜひそれをやるべきだと思いますし、定点だけでなくホットスポットもぜひやってほしいと思いますが、その点での答弁をお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 小林正子議員のご質問にお答えを申し上げます。

その前に、午前中から引き続き長時間にわたって傍聴いただいている皆さん、本当にありがとうございます。お礼申し上げます。

東日本大震災、それに起因した福島原発の事故、我々日本人は当然のことながら忘れてはならないと考えております。私たちはこの災害や事故を尊い犠牲があったことを踏まえて、教訓として生かしていかなければならない、日ごろの危機管理にも十分気をつけていかなければならないと再度認識をしているところでございます。今、難しい名前の健忘症、言えませんが、決して忘れないようにしたいというふうに思っております。

国でも、この事故から原子力発電を推進する資源エネルギー庁とそれを規制する原子力安全・保安院が同じ経済産業省の中にあり、機能を果たしていないということを重視し、平成24年に原子力規制委員会を環境省の外局に設置したところであります。今、ご質問の柏崎・刈羽原発では、立地自治体との安全協定を守ること、十分な調査をすることを前提に再稼働などの準備を進めているところであります。原発の再稼働ということは、事故のあった場合、私たちは福島第一原発を目の当たりにしているわけですが、放射性物質が拡散するおそれのある原子力発電ということは、行ってほしくないなということが日本人全体の多くの皆さんのお気持ちではないかと思えますし、私自身もまたそう思います。

しかしながら、そのためには現在の主要電力をほかの方法で賄うことが必要であります。小布施町でも専門家や町民の皆さんによってエネルギー会議というものを立ち上げ、できるだけクリーンなエネルギーの利用を目指しておるところですが、全国的に見ましてもすぐにこの原発の代替となるエネルギー、ほかの発電で用意できるものではないということもまた事実だろうというふうに思います。

こうした状況から、まずは自分たち、小布施町ができるエネルギー、これを何らかの方法で模索している、今申し上げたとおりであります。申し上げましたように、原子力発電については、将来的には自然エネルギーを含むエネルギーへの転換にあわせ、なくすべきと考えておりますけれども、現段階では原発再稼働の行方を注視をしているということでもあります。

と同時に、今さまざまご指摘がありましたように、国としてのエネルギー政策を早期に示していただき、実現に向けて動き出していきたいというふうに考えておりますし、町村会の中ではそういう発言をしております。1市とか1町とか1村でそういう反対であるということを表示するよりも、長野県の市長会あるいは町村会などを通じてそういう意思表示をしていくことが国へも意思が伝わることだというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、測定を続けるということでございますけれども、ご案内のように町内では平成23年12月から空間放射線量の測定を続けております。当初、役場駐車場や小学校、保育園、幼稚園、エンゼルランドセンター、総合公園など、特にお子さんへの影響を配慮する中で、平成25年4月までは保育園であれば庭と雨の集まる雨水升の2カ所を測定し、測定箇所は16カ所となっていました。その後は、規模を縮小し、雨水升の調査を省略して、小学校、わかば保育園、栗ガ丘幼稚園、総合公園の4カ所で計測を続けております。

計測の結果でございますが、最小値、最大値ともに全箇所ではほぼ同様の結果が得られ、最小で毎時0.04から0.06マイクロシーベルト、最大で0.07から0.09マイクロシーベルトとなっております。測定器の誤差などから最小0.05から最大0.08程度と考えられます。傾向として、最小値があらわれると次に最大値があらわれるといったように上がったり下がったりを繰り返しております。2年余りの測定から、小布施町の空間放射線量は毎時0.05から0.08マイクロシーベルトであり、ほぼ数値は安定しているということがわかってきております。

一方、県が長野市で測定をしておりますモニタリングポストによる空間放射線量の測定結果で、ことし2月1日から2月24日までの空間線量の最大値は地上1メートル換算で最小0.04マイクロシーベルト、最大で0.073マイクロシーベルトと町の測定とほぼ同程度の数値となっております。また、この観測点では、事故前から空間放射線量を計測しており、事故以前の過去の平常値は最低0.030マイクロシーベルト、最大0.097マイクロシーベルトとなっており、小布施町の測定値は完全にこの範疇にあるというふうに思われます。

この観測所での観測で、福島原発1号機の爆発事故の発生した平成23年3月12日後の3月中の空間放射線量の最大値は0.107マイクロシーベルトを記録しましたが、その後、平常値に戻っていることから、県では空間放射線量の値は事故以前に戻っていると結論づけております。

事故当時、小布施町での観測はございませんでしたけれども、長野市における計測結果と小布施町の計測結果を比較するときに、小布施町においても事故以前と同程度になっているというふうに考えております。一般の方は、年間1ミリシーベルトが被ばく線量限度と言われており、時間あたりに換算すると0.11マイクロシーベルトとなります。ここからも、小布施町の現在の空間放射線量の値が安全であるというふうに言えると思います。

今後も、町民の皆さんの健康を考えつつ、今行っている計測を継続してまいります。また、汚染物質が集まっている可能性がある箇所については、雨水升を想定し計測を続けてまいり

ましたが、特に高い値は計測されませんでした。ご要望があれば、その箇所をご指摘いただき、可能な限り計測をしてまいります。というふうに答弁を用意いたしましたが、一番最後のご質問で、小林議員がご同行いただいて雨水升を調べたところ、0.11、0.09、0.09、0.11、0.10というような非常に高い数値を示しているという、そういう結果も出ております。今後、今まで減らしてきたわけですが、あるいはふやすことも視野に入れながら、計測を続けさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関谷明生君） 続いて、8番、川上健一議員。

〔8番 川上健一君登壇〕

○8番（川上健一君） 本日最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

大雪により被害を受けた施設園芸者への支援はということですが、去る2月14日から16日にかけての大雪により、町内の施設園芸者のブドウや野菜のハウスが全損あるいは一部損壊といった事態となりました。被害を受けられた農家の皆さんには心からお見舞い申し上げます。

J A須高の2月17日時点での調査によりますと、町内では13戸の農家、13圃場で被害を受けたとしています。ブドウ90アール、野菜106アール、被害状況はほとんど倒壊という100%被害が8圃場、80%被害が1圃場、50%が1圃場、25%から40%が3圃場で、計13圃場、面積は約1.96ヘクタールとなっています。

今回の大雪ではブドウ棚の被害はほとんどなかったわけですが、これは前回、平成15年12月の大雪による大災害の教訓が生きたものと考えます。ちなみに、そのときのブドウ棚やビニールハウスの倒壊等の被害面積は60ヘクタールに及び、被害総額は6,000万円という大変なものでありました。今回の被害面積は、前回に比べ30分の1と面積では少ないわけですが、県農政部の調べでは小布施におけるハウス等の被害総額は7,838万円と見積もっており、約8,000万円と前回は大きく超える額となっております。

また、降った雪の量が前回と全く違っており、降雪量は60センチから70センチと前回の倍以上であり、しかも時期的にも問題でありました。ブドウのハウスについては、生育初期の段階で加温がまだ本格的にスタートされておらず、気温も上がっていない状態での降雪だったため、暖房機をフル回転させてもハウス内の温度が上がらず、雪が解けなかったということです。

野菜の農家については、野菜の苗を移植直前だったり、中には1週間もすれば収穫ができる状態の農家の方もおられたようです。ハウスを全壊という形で失うだけでなく、収穫目前だった野菜がだめになってしまったり、ことし収穫予定だった農産物の収穫の見通しも立たないなど、ことしも含め来年以降どうになってしまうのか、まことに心配であります。施設園芸者に携わる皆さんにとって、ハウスは生活の大切な基盤であり、それを失うことは死活問題と言っても過言ではないと考えます。

前回、平成15年12月の雪害で倒壊したブドウ棚の異様な光景は今でも脳裏に焼きついていますが、60ヘクタールに及ぶ潰れたブドウ棚を地元のブドウ部会員はもとより、須坂、高山の部会員の皆さんも応援に駆けつけていただき、みんなで助け合い、協力し、奇跡的にほとんどのブドウ棚の復旧作業ができました。

今回、被害を受けたハウスについても多くの皆さんの支援が必要と思いますが、既にハウスの復旧作業が被災直後から一部始められたと聞いております。先月、2月会議の折、町長から今回の雪害に対し何らかの支援をしたいというお話がありましたし、3月会議の冒頭の挨拶でもでき得る手だてを尽くしたいとのお話でした。ぜひ、これらの被害を受けられた施設園芸栽培農家の皆さんに手厚い支援をお願いしたい。

4日の信濃毎日新聞によれば、農林水産省は今回の豪雪で被害が出た農家の追加支援策として、ハウスなど生産設備を再建する費用の国の補助割合をこれまでの3割から5割に引き上げるとし、壊れた設備の撤去費用は県や市町村の補助と合わせ農家の自己負担がゼロになるよう補助するとしました。また、4日の県会で阿部知事は国が追加支援策を3割から5割に引き上げることを示したのを受け、県としてどれだけ支援できるかを精査中とし、農家が営農意欲を失うことがないよう、国や市町村、生産団体と連携しながら、従来の枠組みを超えた万全の支援を講ずるべく調整を急いでいると依田県会議員の一般質問に答えたということです。今後、再建費用については、国の5割補助に県と市町村がどれだけ上乗せできるかにかかっております。

そこで1つ、ハウスの再建にはかなりの高額な資金が必要だが、どの程度の支援を考えて

いるか。

2として、収穫目前の農産物が全滅の農家もありますが、見舞金等の考えはあるのか。

3つ目として、全損のハウスについては、傷んだパイプの撤去と再建にかなり手間がかかるが、人的支援についてはどのように考えているのか。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、川上健一議員の大雪による農業支援についてお答え申し上げます。

2月14日から15日にかけて関東甲信越地方を襲った記録的な大雪は、交通機関の麻痺や集落の孤立、さらには農業施設にも被害をもたらしました。特に、農業ハウスの損壊につきましては全国で、2月24日の集計でございますが、31都道府県で1万4,500棟余りが確認されております。長野県内でございますが、これも2月28日現在で67市町村、8,362棟に及びまして、被害総額は54億600万円余りとされております。

当初におきましては、2月16日の午前中にJA須高小布施支所と町の職員で被害調査を実施いたしました。その後の現地調査の結果、2月24日現在でございますが、16の農家の皆さんで63棟、今、川上議員のご指摘ありましたが、約2ヘクタールのハウスに被害が出ている状況になっております。改めて、被災された農家の皆さんに対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

国においては、被災された農家の皆さんに対する支援策を打ち出しておりまして、農業用ハウス等の再建、修繕、ハウスの撤去にかかる費用への助成として50%を国が補助するとしております。また、災害関連資金の貸し付け利子の無利子化や果樹栽培では栽培棚をつくりかえるための資材費などの設置費用の50%補助を、苗木の購入費など植えかえに係る費用などを補助するとしております。県につきましては、農業用ハウス等の再建、修繕について国が50%補助するのに加えまして、県20%、町20%で全体で90%の補助となるような支援を行うとしております。また、ハウスの撤去につきましては、基準額の範囲内でございますが、国50%に加えまして県25%、町25%、全体で100%、農家の方の負担はないという形で支援を行うとしております。また、代作用の苗や種、病害虫を防ぐ農薬などの購入費用につきまして、町が補助した場合に2分の1以内で助成をするとしております。さらに、農協などが行います雪害対策資金の利子について、無利子化となるよう町の利子補給額の2分の1以内

で助成をするとしております。

被災された農家の中には、非常に落胆されていらっしゃる様子がうかがえました。特に、ご高齢で後継ぎがいらっしゃらない農家の皆さんにありましては、ハウスの復旧そのものをするかどうか、そして、同じ作物を継続して栽培するか悩んでいらっしゃる方もおいでになりました。町といたしましては、こうした農家１軒ごとの状況やお考えをお聞きし、きめ細かく対応してまいりたいと思います。特に、財政的な面につきましては、国や県の支援策の概要が示されましたので、町の支援が前提となっているものにつきましては、その対応を行い、あるいは補助対象外の経費に助成を検討するなど、国と県の補助、そして町の補助によりまして最大限可能な支援を講じてまいりたいと考えております。

次の見舞金等の考えについてのご質問でございますが、被災された農家の皆さん、それぞれの農業施設の被害と、これに対する国・県・町の補助等、これらを、また農家の皆様の今後の要望というか展望などを参考にご質問の収穫前の特に農産物が全壊しまして今後の収入の道が途絶えてしまう、こういったような場合につきましては、見舞金的なものも検討していかなければならないと考えているところでございます。

３番目の人的な支援についてでございます。被災された農家の皆さんには、町職員が被害の状況や復旧の意向の有無、復旧の内容などを聞き取りに伺っております。新しく建てかえる方、修理して使用される方、ハウスはそれでやめるという方それぞれであります。いずれにしてもハウス、パイプの撤去あるいはハウスの建設には人手が必要となります。ハウスの建設などを行う時期はそれぞれまた異なってくると思います。撤去や復旧、修繕をみずから行いたいという農家の皆さんにつきましては、ＪＡ須高小布施支所など関係の皆さんとも相談させていただき、部会の方のご協力、あるいは多くの人手が必要となりましたら、復旧ボランティア等の募集も行いまして支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 川上健一議員。

○８番（川上健一君） ただいま答弁いただきましたが、ハウスの再建について町としては２割の補助をするというお話ですが、それで間違いないでしょうか。

それから、被災をされた農家につきましては、ご高齢の方やさまざまな方がおられるわけですが、中には後継者が入られているお宅もあつたり、あるいは新規就農でハウス栽培に取り組みおられた方もいると聞いております。そういった後継者あるいは新規就農者に対する支援について町としてどのように考えているか、その辺のところをちょっとお願

いしたいと思いますが。

○議長（関谷明生君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、川上議員の再質問にお答え申し上げます。

ハウスの再建、修繕につきましては、国・県とともに基本的に言えば9割という補助を考えておりますが、先ほども申し上げましたが、こういった町のこういう費用につきましては特別交付税の措置がされることになっております。実質的に交付税が措置されますと町の費用というのはこういう農業ハウスの段階で10%を割りますので、町としましてもこういった状況を踏まえて、残りの金額につきましても最大限助成をしていきたいというふうに考えております。

また、新規就農者の関係等につきましても、これもやはり個々の状況が異なっております。今、それぞれの意向をお伺いしまして、中には先ほど議員がおっしゃったとおり既に部会員等の方の手をかりて修繕が終わっているとか、あるいはとりあえずパイプをそこに置いておくとか、あるいは春までその撤去を待つとか、いろいろな方がいらっしゃいます。新規就農の方もそういったところに関係している方もいらっしゃいますので、やはり個々の状況をお聞きして、そういうものを含めて、何遍も申し上げますが最大限の農家の方が再建に、あるいはまた新たに農業に取り組む意欲が持てるような支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◎延会について

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関谷明生君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時49分